

第2次 魚沼市 地域福祉推進計画

(第3次地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画)

計画期間:2018(平成30)年度～2022(平成34)年度

ともに認め たすけあい ががやきつづける
夢と安心のまちづくり

2018(平成30)年3月

魚 沼 市
社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

「平成」元号の表記について

国は平成 29 年 12 月 8 日の閣議で、2019 年 5 月 1 日から「平成」を新元号に改元することを決定しました。しかし、本計画書策定段階では新元号は未定ですので、便宜的に「平成」表記を使用しております。

また、平成 30 年度以降の元号の表記については、西暦も併記しています。

はじめに

近年、少子高齢化が加速し、7年後の2025年には、団塊の世代が後期高齢者となる等、支援を必要とする人たちを支えるボランティアが、今以上に必要となり、生活支援体制の充実が急務となっています。

また、高齢者や子ども等への虐待、生活保護世帯の増加や生活困窮に至るおそれのある方の増加など、福祉課題が増加しております。

地域のめざすべき姿を見据え、行政の取組みや個人や家庭だけでなく、地域の方々がお互いの力を合わせ、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいくことが求められております。今回策定いたしました第2次地域福祉推進計画の新たな取組みとして、健やかに安心して暮らすことができる地域の実現のため、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域の方々に参加しやすいボランティア活動の推進を図ります。

さらに、生活困窮者自立支援制度により、生活に困窮した方が、地域において自立した生活がおくれるよう相談体制の更なる充実を図ってまいります。

今後は、計画に沿った取組みを進めていくうえで、市民の皆様、地域や各関係機関の皆様と本市が協働していくことが必要となってまいりますので、まちづくりへの積極的な参画と、より一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりましては、第2次魚沼市地域福祉推進計画策定委員会の皆様に熱心なご議論をいただくとともに、市民アンケートにご協力をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、関係者の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

魚沼市長 佐藤 雅一

はじめに

少子高齢化・核家族化の進行、人口減少などを背景に、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などが増加を続ける中、家庭内や地域での人間関係が希薄化し、地域での課題解決が難しくなっています。また、国内の景気は緩やかな回復基調が続いていますが、一方、その動きは地域によるばらつきもあり、厳しい経済状況により生活困窮、ひきこもりや権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、従来の福祉制度の枠組みでの対応が困難な状況となっています。

本市においても同じような状況にあり、多様で複雑な福祉ニーズへの対応は、これまでの公的サービスのみでは難しい状況にあります。

また、東日本大震災などが契機となり、改めて近所付き合いや自治会活動をはじめとする地域の力や地域のつながり、支え合いの重要性が再認識させられたところです。

これからのまちづくりは、行政はもとより、地域社会を構成する市民一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会を実現するため、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティーを築いていくことが求められています。

こうした背景のもと、本市では地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画を一体として第2次魚沼市地域福祉推進計画を策定し、地域住民が地域福祉活動に主体的に関わる、支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進し、より実効性のある計画にすることとしています。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力いただきました策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケート調査や住民福祉懇談会等にご協力をいただいた市民並びに関係団体の方々に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会
会長 櫻井伸一

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… P 1
- 2 計画の位置づけ、計画期間…………… P 2
- 3 計画の策定体制…………… P 5

第2章 魚沼市の状況

- 1 人口及び世帯の状況…………… P 7
- 2 子どもの状況…………… P 10
- 3 要介護認定者の状況…………… P 11
- 4 障害者の状況…………… P 12
- 5 避難行動要支援者の状況…………… P 14
- 6 生活保護世帯及び生活困窮者の状況…………… P 15

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 計画の基本理念…………… P 17
- 2 計画の基本目標…………… P 18
- 3 計画の体系…………… P 20

第4章 基本目標と目指す取組

基本目標Ⅰ 支え合い、助け合う仕組みづくり

- 1 ご近所の関係づくりと地域の連携…………… P 22
- 2 地域の見守り体制の強化…………… P 26
- 3 避難行動要支援者支援体制の強化…………… P 30
- 4 地域の交流の場づくり…………… P 34

基本目標Ⅱ 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

- 1 情報提供、発信の充実…………… P 38
- 2 生活課題の把握とニーズ把握の体制づくり…………… P 42
- 3 各種福祉団体との連携強化…………… P 46
- 4 相談体制の充実、総合マネジメントの強化…………… P 50

基本目標Ⅲ 地域活動に参加する人づくり・組織づくり

- 1 地域福祉を支える人材育成…………… P 54
- 2 ボランティア活動の推進…………… P 58
- 3 福祉教育の推進…………… P 62

第5章 計画の実現に向けて

- 1 計画の普及啓発…………… P 6 6
- 2 計画の進め方…………… P 6 6
- 3 計画の進行管理…………… P 6 7

資料編

- 1 魚沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱…………… P 6 9
- 2 魚沼市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱…………… P 7 0
- 3 計画の策定経過…………… P 7 1
- 4 用語解説…………… P 7 5

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の人口は、少子高齢化を背景として2008（平成20）年をピークとし、それ以降は減少に転じています。また、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、個人情報保護の意識の高まり等によって、身近な地域での人々の交流や結びつきが希薄化する傾向にあります。

魚沼市（以下、「本市」という。）においても、人口減少は顕著で、高齢化は全国平均を上回るスピードで進行し、高齢化率を示す65歳以上人口の割合は2017（平成29）年3月末で33%を超え、超高齢社会となっています。

社会環境の変化による人々の結びつきの希薄化と人口減少による担い手の不足によって地域社会の機能低下が見られる一方で、ひきこもり・虐待・家庭内暴力・貧困・自殺といった様々な課題が生じており、行政の力だけで問題を解決することは困難になってきています。

このように複雑化し、増え続ける課題を解決するためには、個人や家族での解決（自助）、近隣における相互の助け合い（互助）、地域住民や関係団体の関わりによる対応（共助）、行政による福祉サービスの提供（公助）が不可欠であり、この「自助」「互助」「共助」「公助」が一体となった重層的な福祉施策を推進していく必要があります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域社会の機能の維持と再構築に取り組む必要があります。その上で、市民・地域・関係団体等がそれぞれの役割を担い、支え合いながら地域社会の課題の解決に取り組む「地域福祉」を推進していかなければなりません。

本市と魚沼市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、2013（平成25）年に策定した「魚沼市地域福祉推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を見直し、地域福祉の更なる促進のための基本の方針として2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までを計画期間とする「第2次魚沼市地域福祉推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ、計画期間

(1) 計画の位置づけ

本市が策定する「地域福祉計画」と社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域の生活課題や社会資源の状況を共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させていくための計画とするため、第1次計画同様、両計画を合わせた本市の「地域福祉推進計画」として策定します。

第1次計画策定後、国では、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（2013（平成25）年6月）され、高齢者や障害者など、避難行動要支援者に対し、日ごろからの地域内での見守り、支え合いの体制を強化することが定められたことや、介護保険法の改正（2015（平成27）年4月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の方向性が示されるなど、団塊の世代が後期高齢者に達し高齢化が一段と進む、2025（平成37）年に向けてその構築が進められています。

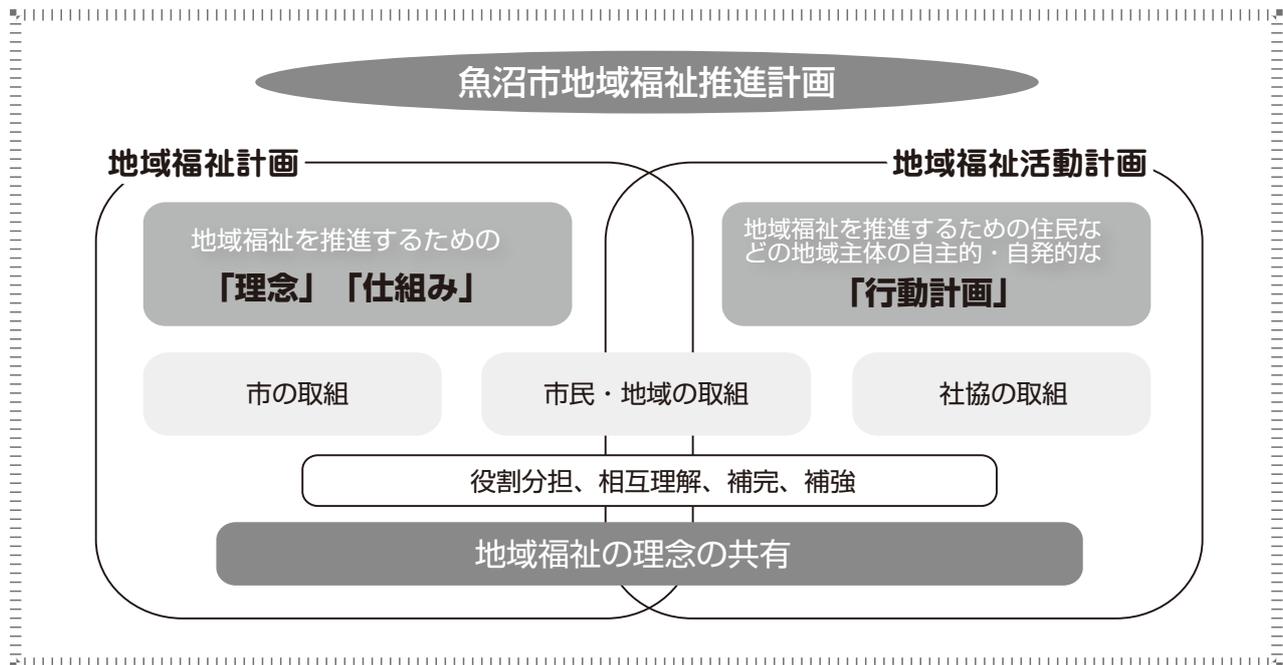
また、生活困窮者自立支援法（2015（平成27）年4月）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（2016（平成28）年4月）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととしています。

さらに、子どもの年齢や親の就労状況に応じた総合的な子育て支援を推進し、子どもの最善の利益を実現するために、2015（平成27）年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。

こうした中、2016（平成28）年度から「ニッポン一億総活躍プラン」の一部として、厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域課題の解決力強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「専門的人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨子として掲げ、地域づくりの強化に向けた取組が始まりました。

本計画は、地域内の様々な生活課題の解決を図るための基本的な方向性や理念を明らかにするとともに、具体的な仕組みや取組を定めるものであり、「自助」「互助」「共助」「公助」の概念のもと、行政運営の方針であると同時に、市民、自治会等の地域団体、福祉サービス事業者及び関係機関などにとって、活動を推進する上での基本的方針として位置づけます。

■計画の関連イメージ



(2) 法的根拠

1) 地域福祉計画〔市町村〕

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を進める上で基本的な方向性・理念を明らかにする計画です。2017（平成 29）年 5 月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけることなどが定められました。＜2018（平成 30）年 4 月 1 日施行＞

地域福祉計画は地域福祉の推進に関する事項として、以下の事項を一体的に記載します。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

さらに、厚生労働省の策定指針により次の事項を計画に盛り込みます。

- 地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認の方法
(平成 19 年通知)
- 高齢者等の孤立の防止を踏まえた有効な対応（平成 22 年通知）
- 生活困窮者へのセーフティネットの強化・生活支援（平成 26 年通知）

2) 地域福祉活動計画〔市町村社協〕

地域福祉活動計画は、市町村社協が社会福祉法第 109 条の規定により、市民、地域の各種団体、ボランティア及び福祉サービス事業者等が主体的に進めていく取組が盛り込まれた民間の行動計画です。

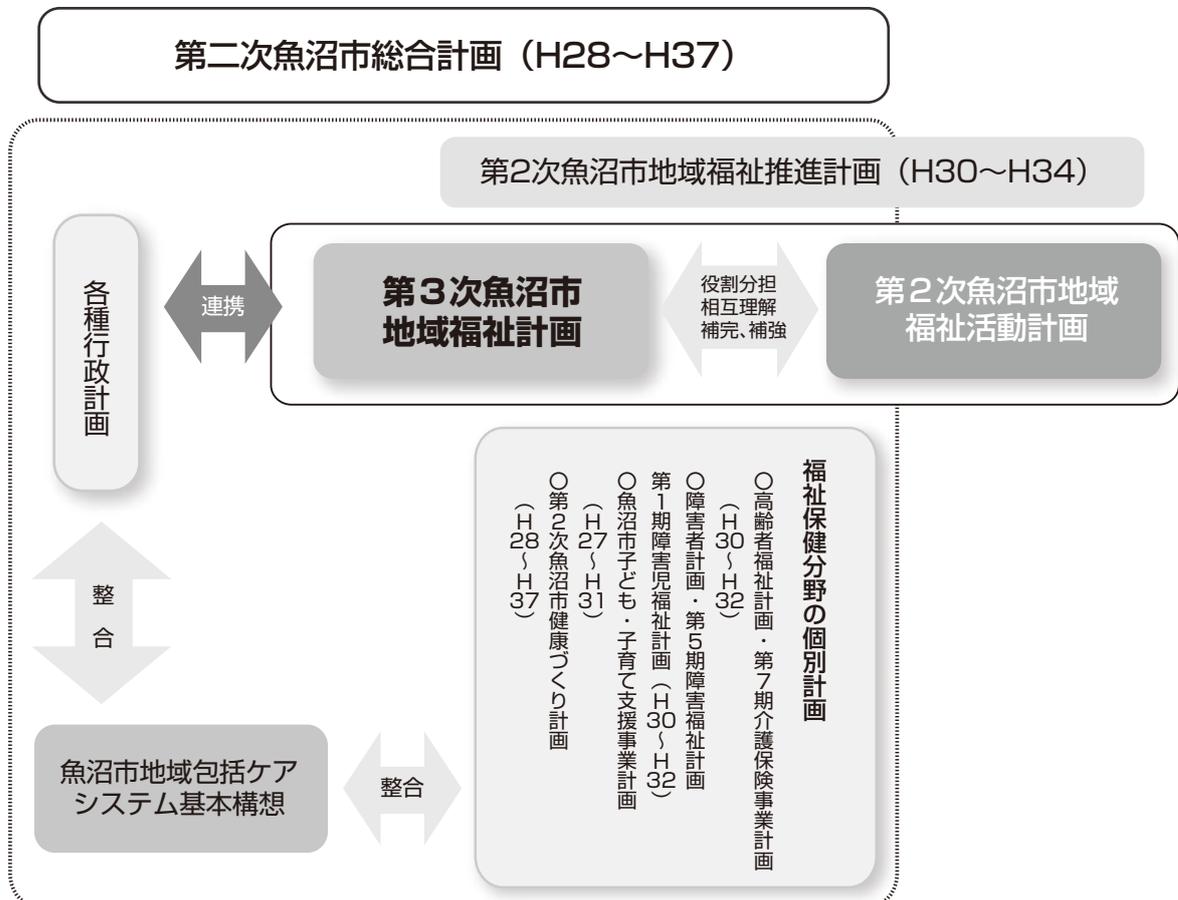
地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関する事項として、以下の事項について記載します。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 前三号に掲げる事業の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) その他の計画との関連

本計画は、「第二次魚沼市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び健康増進等の個別分野を束ねた福祉分野に関する総合的な計画です。各種行政計画等との連携をとりつつ、地域福祉の視点から部門計画を横断的につなげ、今後の施策を展開していく上での基本事項を定めます。

■分野別計画・他計画との関連イメージ



(4) 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とします。

ただし、国や県などの動向を踏まえ、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
第一次魚沼市総合計画			第二次魚沼市総合計画（～37年度）						
魚沼市地域福祉推進計画 （第2次魚沼市地域福祉計画+第1次魚沼市地域福祉活動計画）					魚沼市地域福祉推進計画 （第3次魚沼市地域福祉計画+第2次魚沼市地域福祉活動計画）				
		高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画				老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条
		障害者計画 第4期障害福祉計画			障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画				障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
		魚沼市子ども・子育て支援事業計画							子ども・子育て支援法第61条
		第2次魚沼市健康づくり計画（～37年度）							健康増進法第8条第2項

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者や各種団体の代表者、公募の市民などで構成する「魚沼市地域福祉推進計画策定委員会」において地域福祉計画・地域福祉活動計画について一体的に審議を行いました。

また、各地域において開催した住民福祉懇談会での意見や市民を対象とした地域福祉に関するアンケート調査、パブリックコメントによる計画案に対する意見募集などを行った上で市民の声や考えを反映しました。

(1) 計画策定の体制

1) 魚沼市地域福祉推進計画策定委員会

策定委員会は、公募の市民、学識経験者及び関係団体代表による委員20名で構成され、全4回にわたる審議を行い、意見をいただきました。

2) 庁内検討委員会による検討

庁内における検討組織として、魚沼市地域福祉推進計画庁内検討委員会を設置しました。庁内検討委員会は、関係各課室等の担当で構成し、成果と課題について検討を行いました。

(2) 市民の意見やニーズの把握

1) 市民へのアンケート調査

本計画の策定にあたっては、市民の地域福祉に関する意識や地域の関わり等を把握するとともに、計画に市民の声を反映するために「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」を実施しました。

■ 調査実施概要

対象者	市内在住の20歳以上の市民1,000人（無作為抽出）
実施時期	2017（平成29）年4月17日～5月8日
配布・回収方法	郵送による発送・回収
調査結果	回収数：554人（回収率：55.4%）

2) 住民福祉懇談会

市と社協の共催により、地域の皆様の声を聞かせていただくため、市民、地域組織の関係者、民生委員・児童委員の参加により懇談会を行いました。

市内36ヶ所 2015（平成27）年度：319人
2016（平成28）年度：226人

3) パブリックコメント

市民の皆様からの意見を反映させるため、2018（平成30）年1月25日から2月26日までを期間とするパブリックコメントを実施しました。

これにより寄せられた意見は0件でした。

第2章 魚沼市の状況

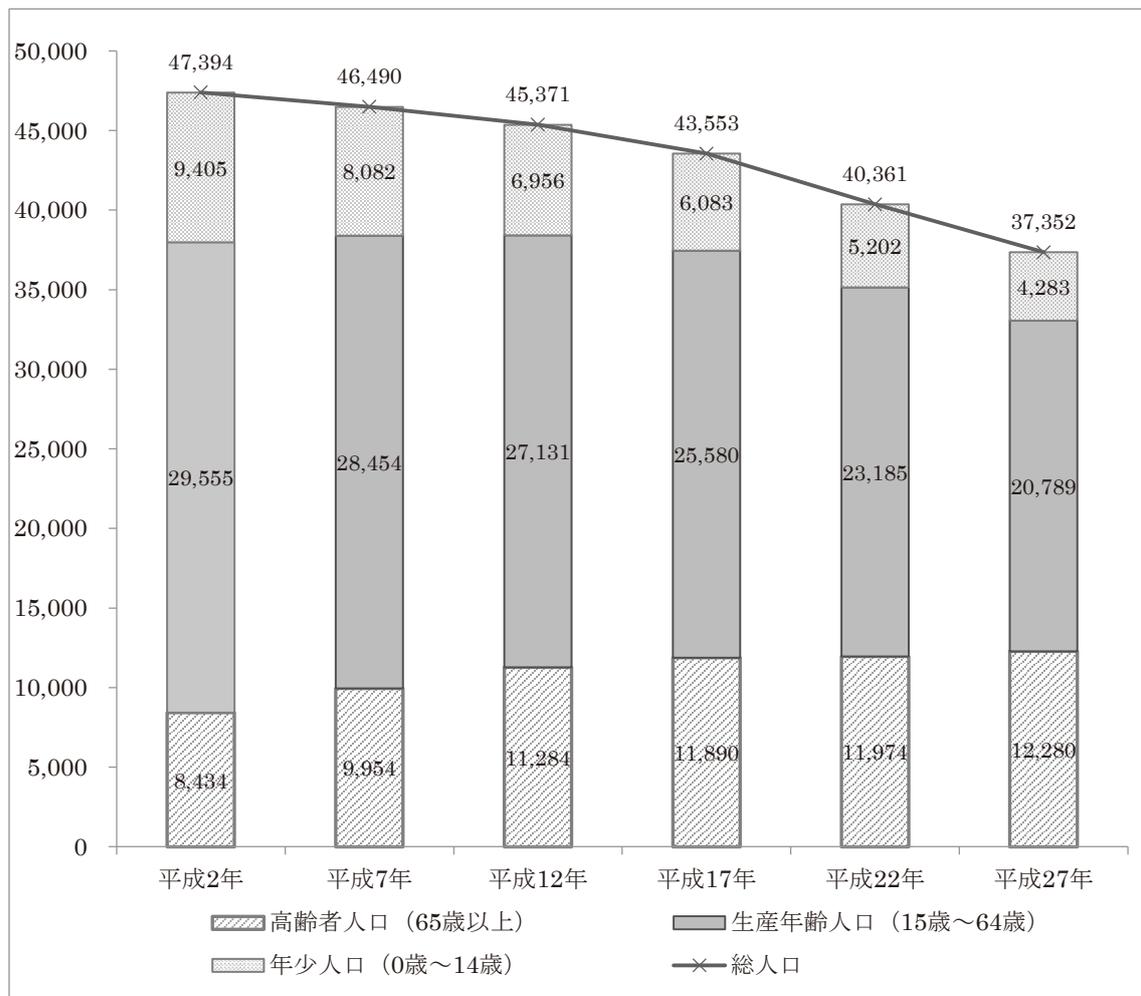
1 人口及び世帯の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口は、1990（平成2）年には47,394人でしたが、2015（平成27）年には37,352人となり、この間10,042人の減少となりました。この25年間に於ける人口推移の内訳として、14歳以下の年少人口が5,122人減少し、15歳～64歳の生産年齢人口が8,766人減少した一方で、65歳以上の高齢者人口が3,846人の増加となっています。

■ 総人口と年齢3区分別人口の推移

（単位：人）

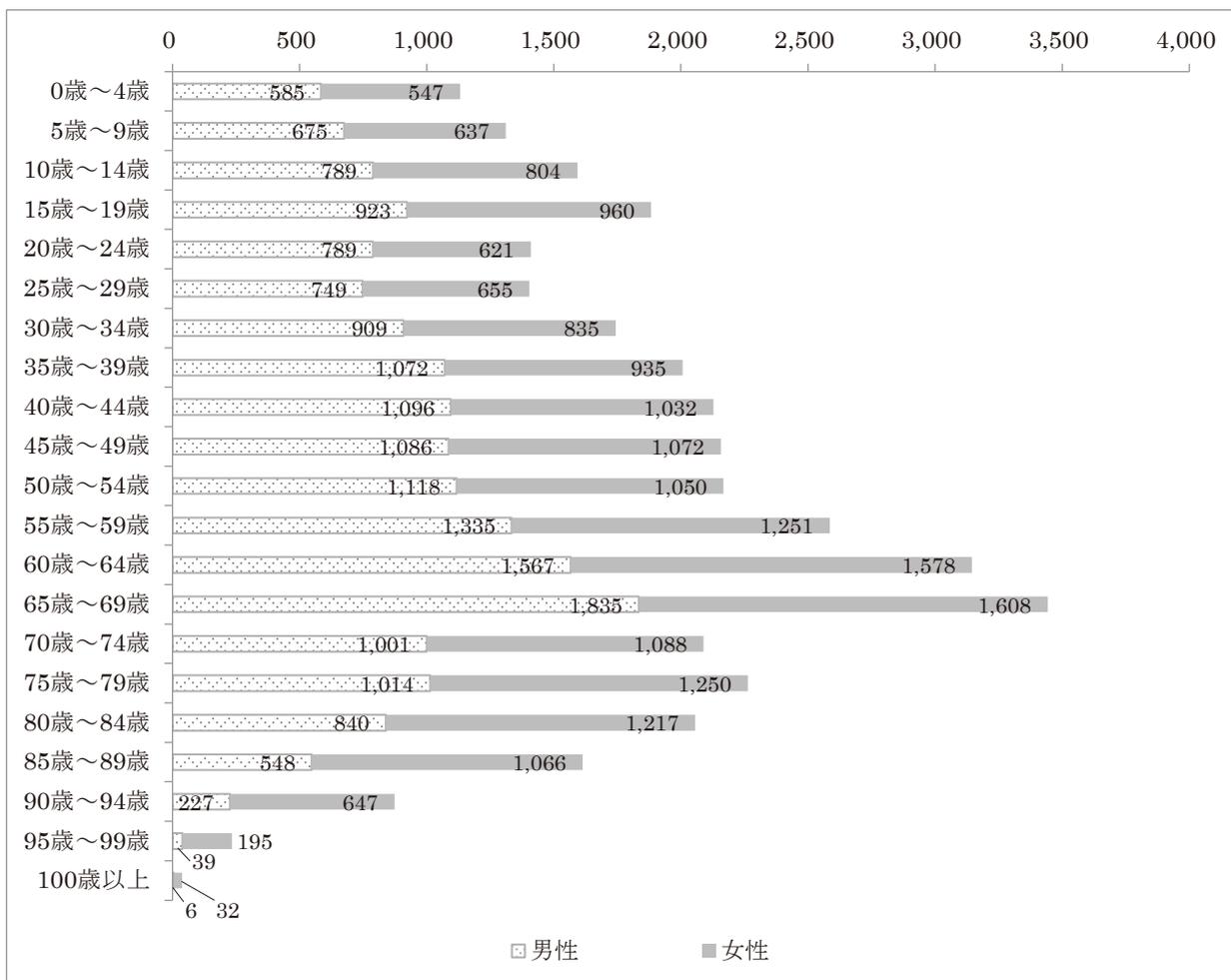


出典：総務省「国勢調査」

2017（平成29）年3月末の年齢5歳階級別の人口構成の推移をみると、最も多い年齢層が65歳から69歳までの階級で、次に多いのが60歳から64歳までの階級となっています。

■ 年齢階級別・性別 人口数

(単位：人)



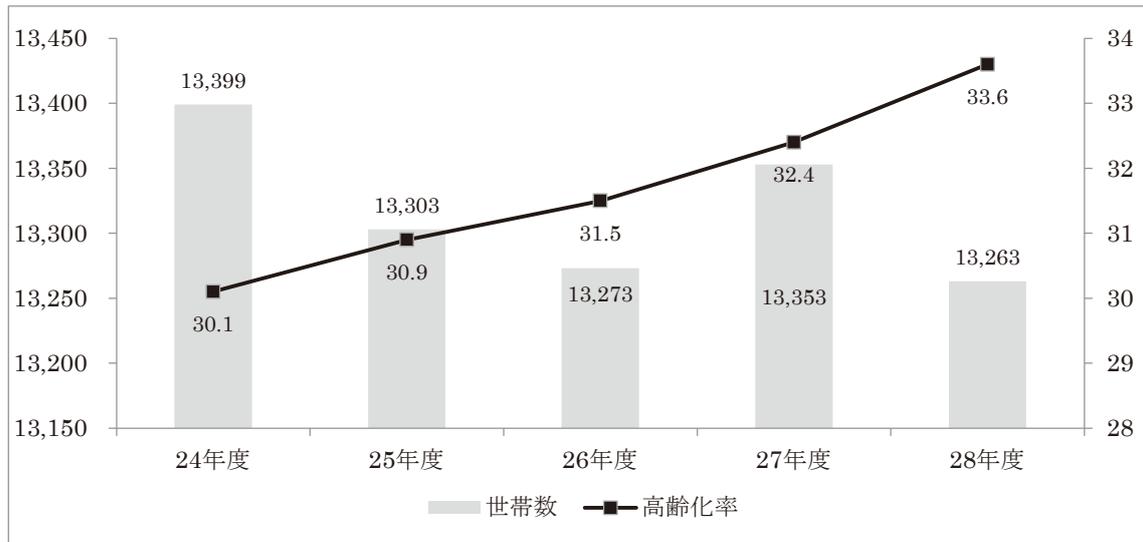
出典：魚沼市市民課「住民基本台帳人口（平成 29 年 3 月末現在。外国人を含む）」

(2) 世帯数及び高齢化率の推移

世帯数は、2012（平成 24）年には 13,399 世帯でしたが、2016（平成 28）年には 13,263 世帯となり、4 年間で 136 世帯減少しています。高齢化率については、2012（平成 24）年の 30.1%から 2016（平成 28）年 33.6%と 3.5ポイント上昇し、伸びる傾向が続いています。

■ 世帯数の推移(世帯)

(単位：人、%)



出典：魚沼市市民課「住民基本台帳人口（各年度3月末現在。外国人を含む）」
魚沼市福祉課「決算資料（各年度3月末現在）」

■ 一般世帯に占める世帯構成の推移(世帯)

一般世帯	13,501	13,042	12,792
核家族世帯	6,405	6,521	6,542
夫婦のみの世帯	-	2,309	2,340
夫婦と子どもからなる世帯	-	2,881	2,832
単独世帯	2,648	2,558	2,890
65歳以上の高齢者単身世帯	877	1,013	1,344
高齢夫婦世帯	1,265	1,387	1,494

出典：総務省「国勢調査」

※ 一般世帯とは、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者等）以外をいう。

※ 高齢夫婦世帯とは夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の世帯をいう。

2 子どもの状況

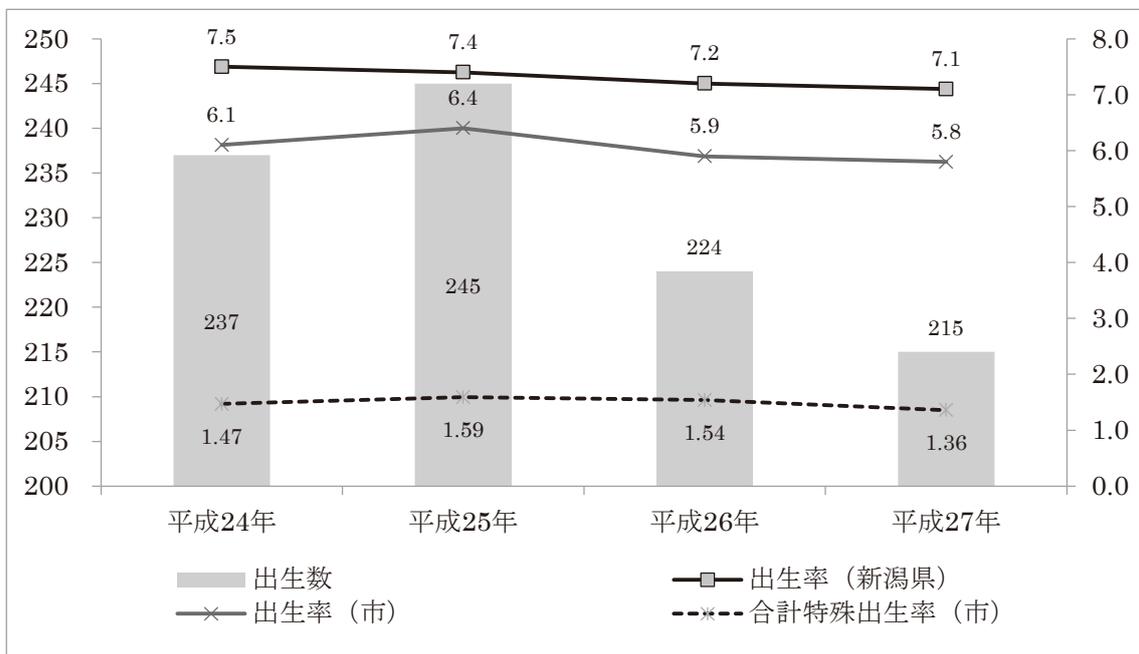
(1) 出生の状況

出生数は、2013（平成 25）年に一時的な増加があったものの、2014（平成 26）年以降、毎年 200 人程度となっており、人口 1,000 人あたりの出生率は、新潟県平均と比べ 1.0 ポイント低い 6.0 前後で推移しています。

また、女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、新潟県平均と比べ 2014（平成 26）年までは上回っていましたが、2015（平成 27）年は 1.36 と 0.08 ポイント下回っています。

■ 出生率の推移

（単位：人）



出典：新潟県福祉保健年報

(2) ひとり親の状況

ひとり親世帯数は、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年の 5 年間に於いて、父子世帯、母子世帯ともに増加しています。

■ ひとり親世帯数の推移

（単位：世帯）

区分	2010年 (平成 22 年)	2015年 (平成 27 年)
ひとり親世帯	1,331	1,370
父子世帯	210	224
母子世帯	1,121	1,146

出典：総務省「国勢調査」

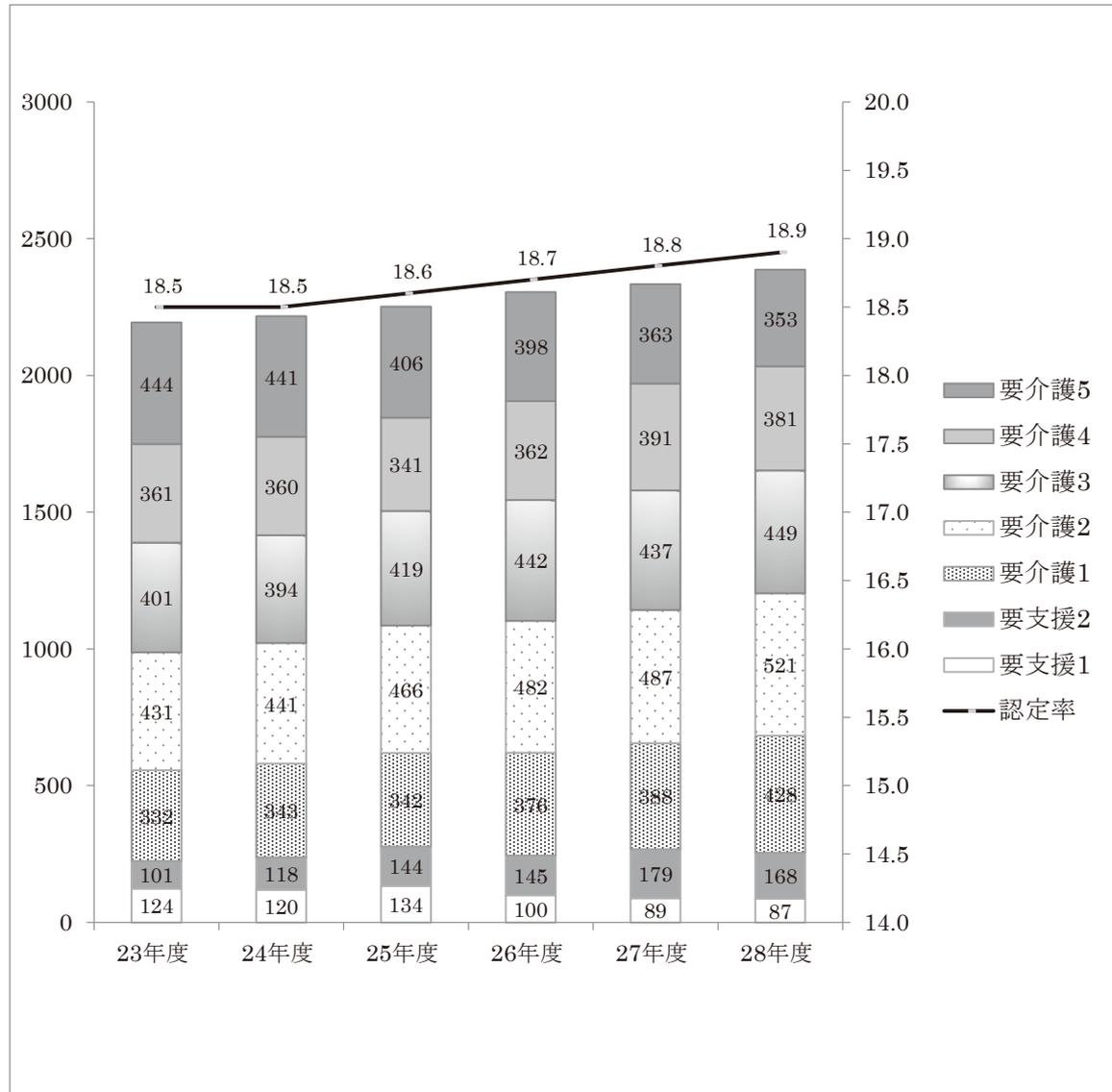
3 要介護認定者の状況

(1) 要介護・要支援認定者の状況

要介護・要支援認定者数をその要介護度別に見ると、要介護1、2や要支援の認定者数の伸びが大きいほか、全国の状況と比較し、要介護4、5の重度の要介護者の割合が多い傾向となっています。

■ 要介護・要支援認定者数及び認定率の推移

(単位：人、%)



出典：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

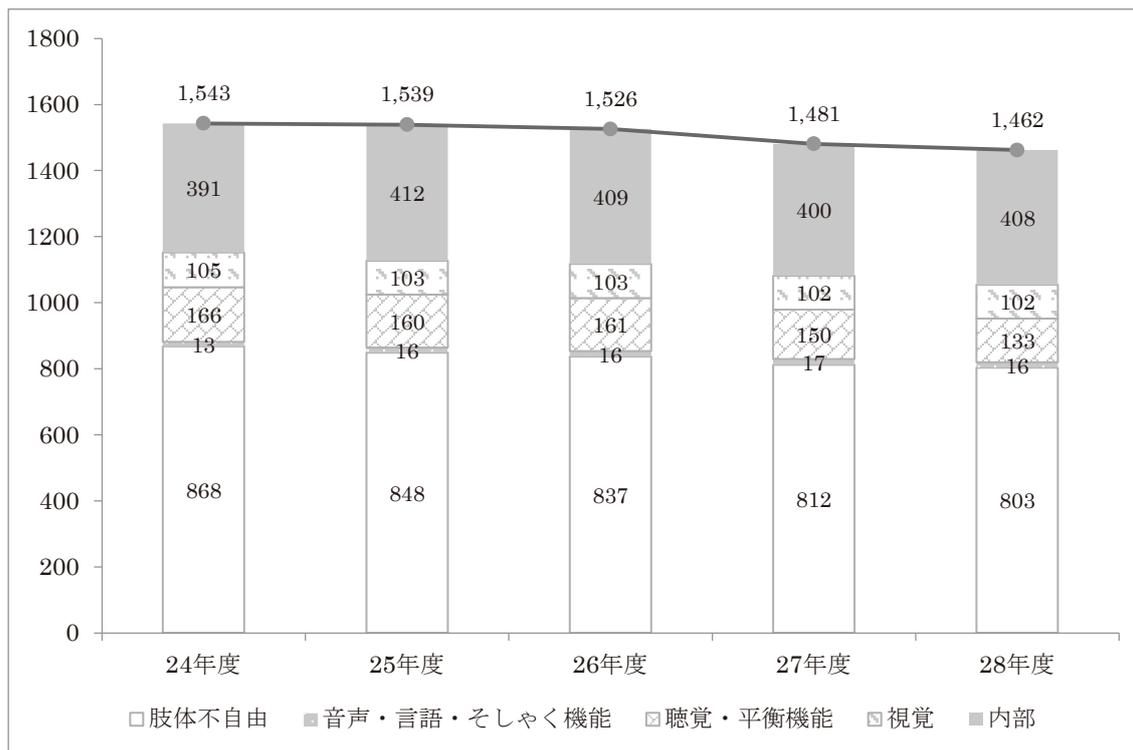
4 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、2016（平成 28）年度末現在で 1,462 人となっており、人数は減少傾向にあるものの、対人口比では年々増加しています。また、部位別では肢体不自由が一番多く、次いで内部障害が多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移

(単位：人)



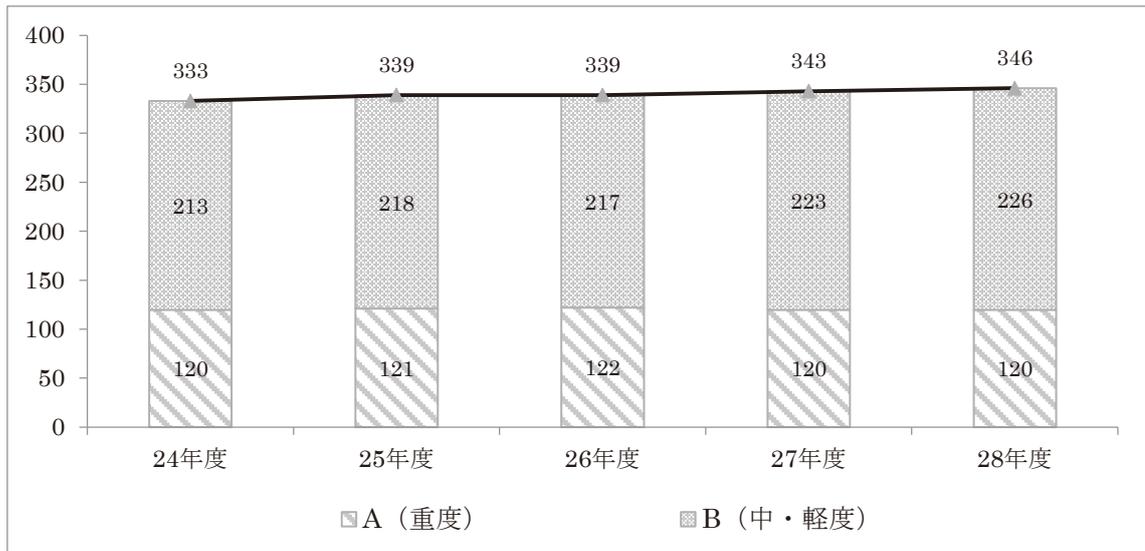
出典：魚沼市福祉課（毎年度末現在）

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、2016（平成 28）年度末現在で 346 人となっており、年々少しずつ増加しています。全所持者のうち中・軽度（B 判定）が約 6 割を占めています。

療育手帳所持者数の推移

(単位：人)



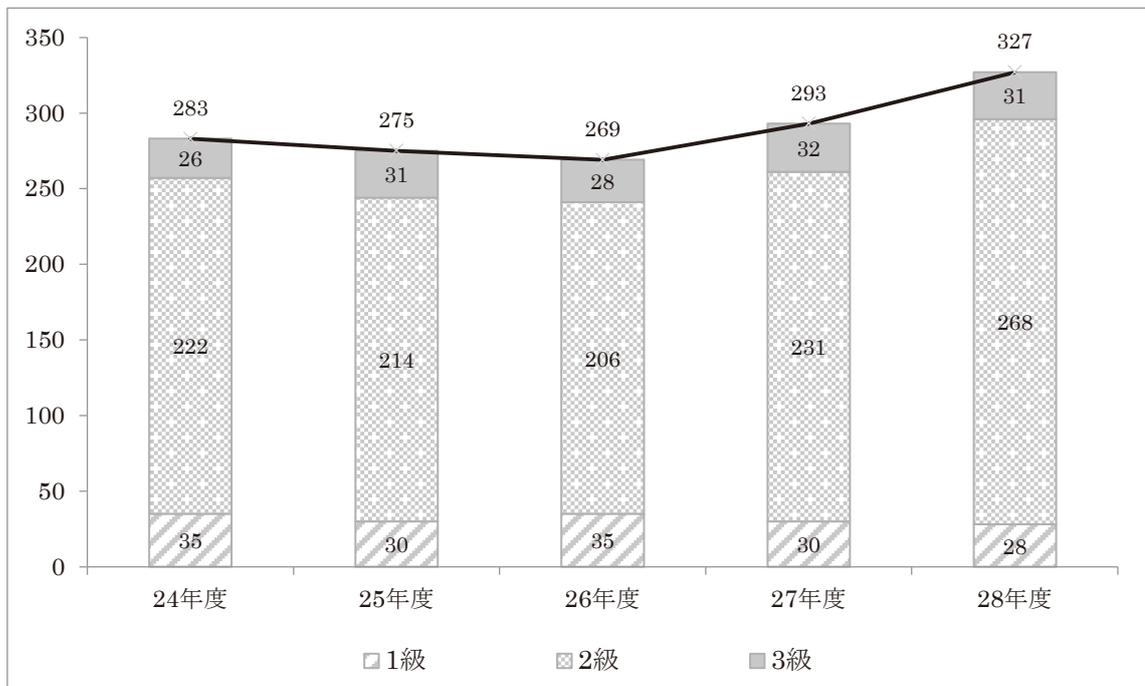
出典：魚沼市福祉課（毎年度末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2016（平成 28）年度末現在で 327 人となっており、2014（平成 26）年度を境に、毎年増加しています。全所持者のうち 2 級該当者が約 8 割を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)



出典：魚沼市福祉課（毎年度末現在）

5 避難行動要支援者の状況

避難行動要支援者名簿は、災害時に避難支援・安否の確認が特に必要と思われる高齢者や障害者等で、個人情報自主防災会（自治会）、民生委員・児童委員、消防団へ提供することに同意された人の名簿で、下記の一定の要件を満たす人を対象者としています。

2017（平成 29）年 3 月末現在の対象者数は 3,782 人＜2012（平成 24）年 3 月末 3,363 人＞で、登録者数は 2,544 人＜2012（平成 24）年 3 月末 2,522 人＞です。

避難行動要支援者名簿を参考として、各自主防災会が個別支援計画を作成して、災害時の安否確認等に対応できる体制整備を進めています。

【避難行動要支援者名簿作成の基準】

対 象 者	要 件
高 齢 者	75 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯の者
要介護認定者	要介護度 3 以上の者
身 体 障 害 者	身体障害者手帳の種別が第 1 種の者
知 的 障 害 者	療育手帳の判定が A の者
精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳を有し避難支援が必要と認められる者
県からの難病患者情報提供者	保健所調査により市への情報提供に同意を得た者
そ の 他	上記要件に該当しないが、それらに準ずる者

6 生活保護世帯及び生活困窮者の状況

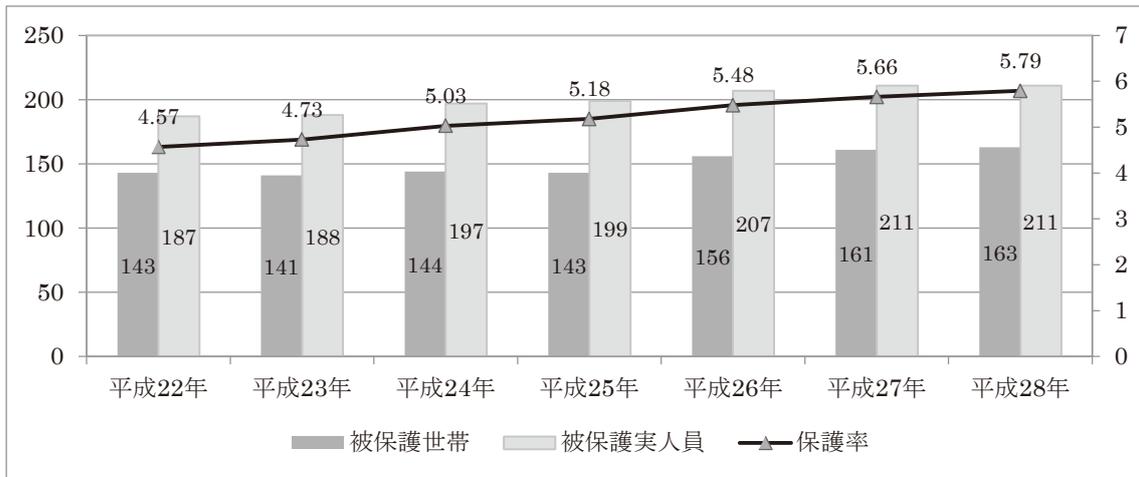
(1) 生活保護の状況

生活保護については、2008（平成20）年度のリーマンショック以降、被保護世帯、被保護人員ともに増加傾向で推移しており、2016（平成28）年度末には163世帯、211人が生活保護を受けています。

また、世帯類型別では、高齢者世帯の割合がもっとも顕著であり、今後も高齢化の進行とともに生活に困窮する人の増加が懸念されます。

■ 生活保護の状況

（単位：世帯、人、%）



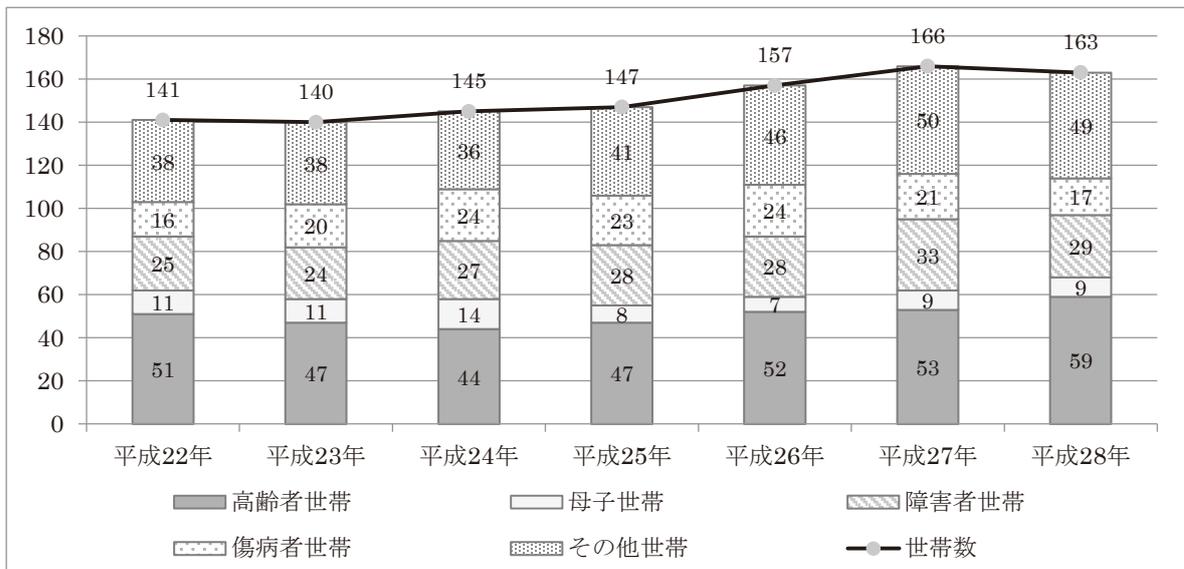
出典：新潟県福祉保健課「生活保護の現況」（H22-H27）

新潟県福祉保健課「被保護者調査（3月分）」

保護率（%、パーセント）は人口1,000人あたりの被保護実人員

■ 被保護者世帯別分類

（単位：世帯）



出典：新潟県福祉保健課「被保護者調査（3月分）」

(2) 生活困窮者の状況

生活保護に至る前の段階である「生活困窮者」に対して、早期自立を支援していくための法律として「生活困窮者自立支援法」が2015（平成27）年4月1日に施行されました。

本市では事業運営を社協へ委託し、生活や仕事、心身のことなどに困っている人に対し、相談支援員が他の関係機関等と連携しながら、自立や問題の解決に向けた支援を行っています。

■ 2016（平成28）年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

（相談実績）

- 相談者実人数 46人（男性 38人・女性 8人）

年代別	20代 2人、30代 8人、40代 13人、50代 8人 60代 12人、70代以上 3人
課題領域別	病気・障害 34件、家計管理 28件、就労困難 23件 債務・滞納 22件、貸付 15件、ひきこもり 13件 その他 12件（延べ 147件） ※上記課題が複数にわたっているものもあります。
相談形態別	本人・家族 19件、行政機関 10件、保健師 3件 社協 3件、民生委員・児童委員 2件、その他 9件

- 相談対応延べ件数 450件

相談者別	本人 260件、家族 59件、関係機関 129件 その他 2件
相談経路別	電話・メール 130件、面談 109件 訪問・同行支援 103件、他機関との協議 102件 その他 6件

うち 2016（平成28）年度における新規相談 16件

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

ともに認め たすけあい かがやきつづける 夢と安心のまちづくり

本市では、2013（平成 25）年に策定された第1次計画において、子どもから高齢者まで、障害がある人もない人も、魚沼市という地域社会の大切な構成員であることを互いが認識するとともに、ともに助け合いながら、市民の誰もが夢を持ち安心して暮らせるまちを目指して、「ともに認め たすけあい かがやきつづける夢と安心のまちづくり」を基本理念に掲げて、市と社協が連携した取組を推進してきました。

2004（平成 16）年の市制施行時から、市の将来像を「人と四季がかがやく雪のくに」を基本理念として掲げ、2016（平成 28）年に策定した第二次魚沼市総合計画では、目指すべきまちの姿を「人が集い、学び、支えあうまち 魚沼」として掲げながら、明るく、活気があり、誰もが安心して暮らせるまちを目指して取り組んでいます。

本計画の策定にあたっては、第1次計画の基本理念を引き継ぐこととして、第二次魚沼市総合計画の政策体系を踏まえながら地域福祉の施策を推進することにより、市民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、子どもから高齢者まで、障害がある人もない人も、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を図ることとします。

2 計画の基本目標

「基本理念」の実現を目指して、市民や地域・関係団体・福祉サービス事業者・行政が協働しながら、地域福祉を推進していくための方向性を明確にするため、次の3つの「基本目標」を定めます。

<基本目標Ⅰ>

支え合い、助け合う仕組みづくり

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。一口に「地域」といっても、その範囲は様々ですが、日々の暮らしという点から考えると、徒歩で移動できる日常生活圏でのあり方が大変重要になります。日常生活圏での人々のつながりや支え合い、そして課題への取組が、一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。

しかし、近年は近隣関係の希薄化が進んでいると言われており、かつてあった助け合いや支え合いがうまく機能しなくなっている地域、市民同士の関わりがあまりないような地域も増えています。

その一方で、地域内における支え合いや助け合いの必要性は増えています。地域から高齢者の孤立死（孤独死）を出さないように、子育てに悩む保護者が地域の中で孤立しないように、障害のある人もない人も、誰もが地域で安心していきいきと暮らせるようなまちづくりを進めることが重要です。

そこで、市民同士が出会い、つながるための仕組みの構築や、さらに支え合い、助け合うことのできる仕組みづくりを進めます。

<基本目標Ⅱ>

市民の暮らしや活動を支える体制づくり

地域住民による自助・互助・共助で解決しきれない課題に対しては、適切な時期に適切な福祉サービスを利用することができる環境を整備しておく必要があります。

そのため、市や社協が市民のニーズを把握し、必要な方に必要なサービスが行きわたるよう、ニーズの把握や情報提供に努めることが必要です。

また、地域福祉を効率的に推進するためには、地域の各種団体や民間事業者との連携を深め、新しいサービスをつくり上げることも必要です。

さらに、認知症高齢者や知的障害、精神障害により、意思表示や判断が十分でない方に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用した支援体制

の整備や普及に向けた周知が今後ますます重要になってきます。

そのため、高齢者や障害者だけでなく、すべての地域住民が医療や福祉サービス全般に関して、身近なところで相談できる体制の整備が必要です。また、行政に頼るだけでなく、地域でできることは地域で行うための身近な支え合いの仕組みづくりを進めます。

＜基本目標Ⅲ＞

地域活動に参加する人づくり・組織づくり

市民一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らせる地域を自ら模索し、提案し、実現に向けて行動することが、地域福祉の基盤をつくります。

これまで地域福祉活動に参加していなかった市民を巻き込みつつ、活動の裾野を広げながら、その活動の担い手となる人材を育成するとともに、ボランティア活動を支援していきます。

また、地域には様々な背景や課題を抱える人がいます。その多様性を認め合い、地域でともに暮らしていくためには、すべての市民が人権や福祉に対する意識を高めることが重要です。

そのために、子どもから高齢者まで、地域で生活をともにするすべての市民が地域福祉の担い手としての自覚を持てるように、福祉教育や市民への学習の機会の充実に努めます。

3 計画の体系

ともに認め
たすけあい
かがやきつづける
夢と安心のまちづくり

基本目標Ⅰ 支え合い、助け合う仕組みづくり

方針1 ご近所の関係づくりと地域の連携

方針2 地域での見守り体制の強化

方針3 避難行動要支援者支援体制の強化

方針4 地域の交流の場づくり

基本目標Ⅱ 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

方針1 情報提供、発信の充実

方針2 生活課題の把握とニーズ把握の体制づくり

方針3 各種福祉団体との連携強化

方針4 相談体制の充実、総合的なマネジメントの強化

基本目標Ⅲ 地域活動に参加する人づくり・組織づくり

方針1 地域福祉を支える人材育成

方針2 ボランティア活動の推進

方針3 福祉教育の推進

私たちが協働して 目指す姿

	<計画スタート時>		<5年後(2022年度)時>
I-1	あいさつ、声かけを家庭から地域へ広げよう。	⇒	ご近所同士が助け合う地域を目指します。
I-2	日常の見守り、声かけ活動を通じた孤立防止を進めよう。	⇒	互いが助け合う地域づくりを目指します。
I-3	災害時に備えた、助け合いの仕組みづくりを進めよう。	⇒	いざというときの連携・協力ができる地域づくりを目指します。
I-4	高齢者や障害者等の社会参加を理解し、互いに支え合う社会をつくろう。	⇒	多世代が集う、地域交流活動や健康づくり活動を推進します。
II-1	サービス情報を分かりやすく発信します。	⇒	必要としている人へ必要な情報が届きやすい体制を整えます。
II-2	多様な福祉ニーズに対応できる体制を整備します。	⇒	様々な情報を適切に共有し、サービスを利用しやすい仕組みをつくりまします。
II-3	関係機関・団体等間の連携強化を図ります。	⇒	地域における公益的な取組を目指します。
II-4	悩みを抱え込まず、身近な人に相談してみよう。	⇒	分野を問わないワンストップの総合相談支援体制の充実を目指します。
III-1	子どもから大人まで幅広い層の担い手育成を進めます。	⇒	地域で必要とされる多様な担い手を育てます。
III-2	ボランティア活動に参加しやすい環境をつくりまします。	⇒	幅広い層の参加により、地域で支え合う仕組みをつくりまします。
III-3	学校と地域が一体となって、実践できる福祉教育の機会をつくりまします。	⇒	子どもから大人まで、福祉に対する意識の醸成を図り、地域福祉に対する意識と理解を高めます。

第4章 基本目標と目指す取組

<基本目標 I >

支え合い、助け合う仕組みづくり

I-1 ご近所の関係づくりと地域の連携

成果

- 高齢者等の一人暮らしを地域で見守る体制を整えるため、支え合いマップづくりや見守り支援を行うほか、「高齢者等見守り支援ネットワーク会議」を通じ、関係者間の情報共有に努めました。
- 市内36ヶ所において住民福祉懇談会を開催し、様々な機会を通じて地域での支え合い、助け合いの必要性について啓発活動を行いました。
- 職員出前講座や福祉教育等を実施し、福祉に関する啓発、理解促進に努めました。
- 老人クラブやコミュニティ協議会等の地域組織の活動への支援を行いました。

課題

- 要支援者と支援者等とのつながりについて、十分な調査・分析ができていないため、実態を把握し、検討する必要があります。
- 高齢者の自殺率が高い傾向にあるため、関係機関等で防止に向けた取組が必要です。
- 地域における支え合い、助け合いの輪を一層広げ、幅広い世代に対して意識啓発や地域組織への参加を働きかける必要があります。

さらに活かしていくために

改善していくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

あいさつ、声かけを
家庭から地域へ広げよう。

5年後
(2022年度)時

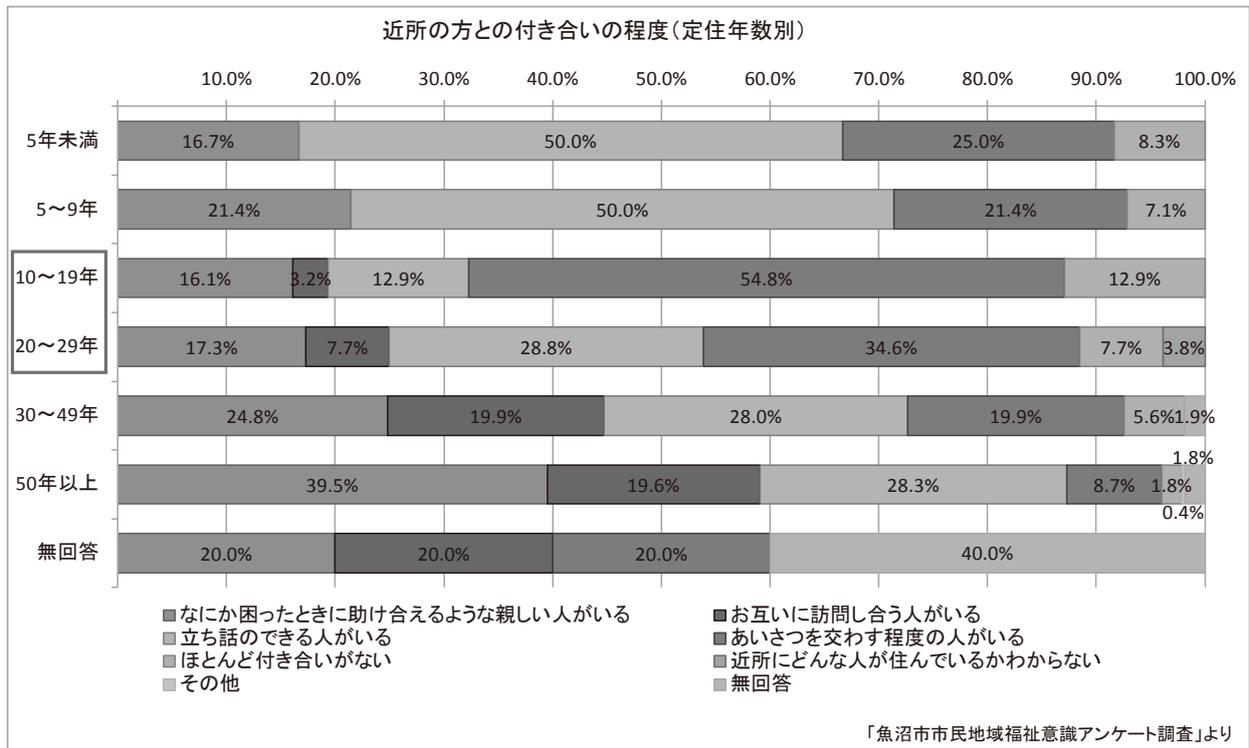
ご近所同士が助け合う
地域を目指します。

実現していくために

市民の声



- 困っているだろうと思う人はいるが、SOSの声が出ないため支援ができない。
- 何かあった時は、地域を頼りにする。そこからサービスにつながっていったら良い。
- 早めの変化に気づき、声をかけてもらいたい。
- 困っていると言える環境になったら良い。
- コミュニティ協議会の中での意見を活用してもらいたい。



～ アンケート調査から ～

「近所の方との付き合いの程度」と「定住年数」の対比では、魚沼市に住んで10～19年、20～29年の人で「あいさつを交わす程度の人がある」「ほとんど付き合いがない」「近所にどんな人が住んでいるかわからない」を合わせた回答割合が高くなっている。

取組の方向性

- 多くの人が地域活動に参加できるようにし、顔の見える地域づくりを進めます。
- あいさつ運動・見守り運動の取組に、多くの人が参加してもらえる環境整備に努めます。

市民、地域の取組

- 家族の中で毎日のあいさつを習慣づけましょう。
- ご近所同士のあいさつや声かけを心がけ、困ったときには、「困った」と言えるような地域づくりを目指しましょう。
- 市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の様々な活動に積極的に参加しましょう。

市の取組

- 日ごろからご近所同士でのコミュニケーションの必要性や、困ったときに助け合うことの大切さ等、市民の支え合い、助け合いの意識を高める取組を進めます。
- 人権教育や各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性についての意識啓発を行うとともに、各地区の取組内容等の情報発信に努めます。
- コミュニティ協議会の設立・運営のために、集落支援員等と連携して支援を行います。
- 自殺対策は地域ぐるみでの支援が必要であり、意識調査の分析結果から課題を明確化し、「気づき・見守り・つなぎ」の意識の醸成を図ります。
- 祭礼等の地域行事への積極的な参加を促進します。

社協の取組

- 市民や関係機関と協働で、支え合いマップを作成し、助け合いの実態や課題を把握します。
- 市と連携し、コミュニティ協議会が行う地域の振興を図るための計画策定や活動を支援します。
- 地域において、生活上の課題を抱えている人やその家族に対し、地域住民が状況を理解し、一緒に解決方法を考えることができるように、必要な知識や技能をわかりやすく伝える取組を実施します。
- 地域福祉活動を実践する福祉の協力員等を育成します。

【事例】

● 子どもたちの登下校を見守るスクールガード

子どもたちが安心して、安全に学校に通えるよう、登下校時の付添い・見守り活動やパトロール活動等に取り組んでいます。

市内では、多くの方がスクールガード活動に参加し、子どもたちを見守っています。



● 顔の見える地域づくりに向けて（集落点検）

少子高齢化等により生じてくる課題や地域の状況を把握するため、中学生以上を対象にアンケート調査を行いました。アンケート結果をもとに地域の中で話し合いが始まりました。



I - 2 地域の見守り体制の強化

成果

- 老人クラブ活動や障害者交流事業を通じ、当事者もボランティアとともに充実した活動を展開しました。
- 認知症になっても住みやすい地域づくりに向け、認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練をモデル的に実施したほか、障害福祉サービスに関するモニタリングを行い、障害の特性に応じたサービス利用が可能になるよう努めました。
- 民生委員・児童委員やボランティア、関係機関等との連携を図り、子どもや高齢者等の見守り活動を支援しました。
- 認知症ケアパスの各戸配布や認知症地域支援推進員によるミニ講座、専門医の講演会等により、認知症についての啓発を行いました。

課題

- 認知症や障害特性に関する理解をどのように広めていくか、検討を進める必要があります。
- 地域において、災害時の支援体制の整備や見守り活動等が行われていますが、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、安否確認や見守り、老老介護の支援、孤立死（孤独死）の防止策を進めなければなりません。
- 市民のつながりの希薄化や生活スタイルの多様化等により、地域での日常的な支え合い、助け合いが少なくなっています。

さらに
活かしていくために

改善していくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

日常の見守り、声かけ活動を通じた孤立防止を進めよう。



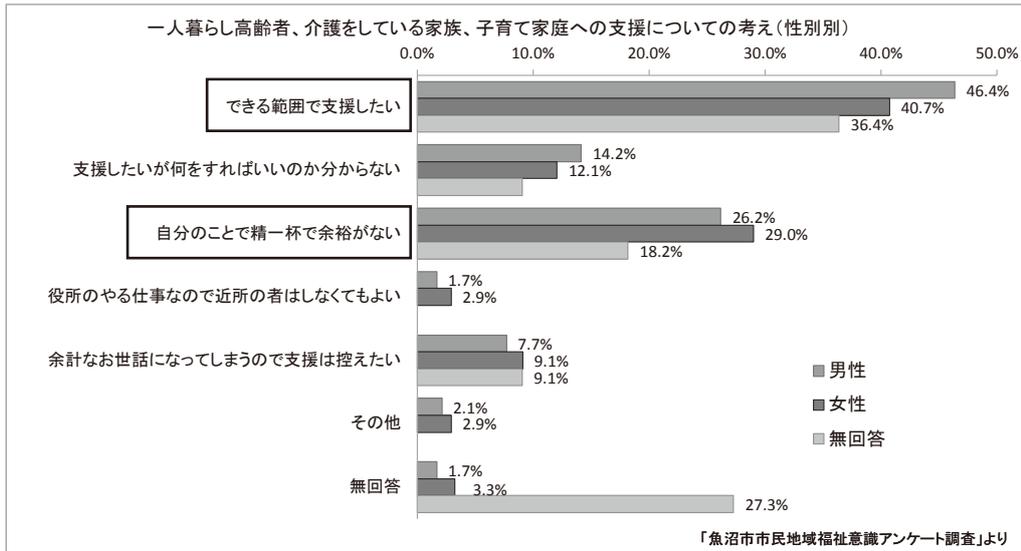
5年後
(2022年度)時

互いが助け合う
地域づくりを目指します。

実現していくために

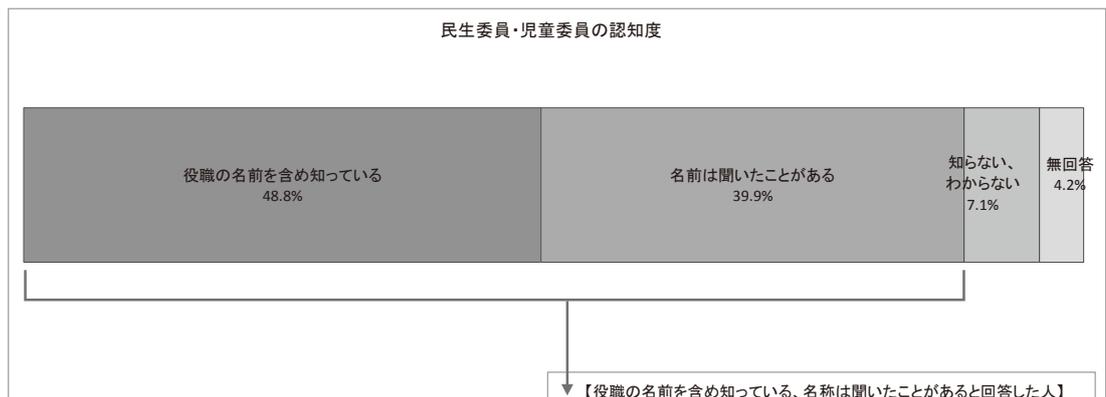


- 高齢者が増え、若年層が減ることによって、将来回っていくのか不安である。
- 一人暮らし高齢者が増えている。また、家族がいても日中独居の方がいる。
- 一人暮らし高齢者を支えられる地域になると良い。
- 高齢者等が外に出やすい地域づくりが進んでいくと良い。
- 高齢化率は高いが、元気な人が多い。



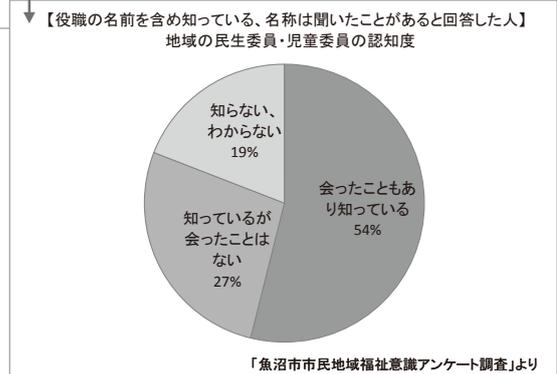
～ アンケート調査から ～

一人暮らし高齢者や介護をしている家族、子育て家庭への支援については、多くの人が「できる範囲で支援したい」と考えている一方で、「自分のことで精一杯で余裕がない」と回答した人も多い。地域に暮らす多様な人々の存在をどのように伝えて、存在の掘り起しをしていくかが課題である。



～ アンケート調査から ～

民生委員・児童委員については、ほとんどの人が「役職の名前を含め、知っている」「名前は聞いたことがある」と回答しており、知っている人の多くは実際に会ったことがあると回答している。



取組の方向性

- 高齢者や障害者、子どもたちが地域で安心して暮らせるように、地域ぐるみで見守ることができる環境づくりを進めます。
- 超高齢社会を迎え、高齢者が可能な限り地域で安心して生活を営むための、「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

市民、地域の取組

- 日ごろから地域の中で、あいさつや声かけをし、異変や問題を発見したら迷わず関係機関に連絡しましょう。
- 子どもの登下校時の見守りを行う等、地域の中で子どもが安心して生活できるような環境づくりに努めましょう。
- 地区防災組織の活動に関心を持ちましょう。
- 悪徳商法や振り込め詐欺にあわないよう、日ごろから家族の中で話し合いをしましょう。

市の取組

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取組を実施します。
- 高齢者や障害者、児童等に対する虐待の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。
- 日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、相談や支援、介護予防、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業等を行います。
- 高齢者等を狙った悪質商法の手口や被害についての情報提供や被害防止に対する啓発を進めます。また、地域や団体等における学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。
- 見守り体制の整備により、徘徊高齢者を早期に発見して、事故防止を図るとともに、介護者の精神的、身体的負担を軽減するため、地域のネットワークを構築し、安心して生活できるまちづくりを目指す取組を実施します。

社協の取組

- 民生委員・児童委員やボランティア、老人クラブ等との連携を図りながら、子どもや高齢者等の見守り活動を支援します。
- 高齢者世帯や障害者世帯等に対し、ボランティアによる配食サービスを実施することにより安否確認と孤立防止を図ります。
- 地域での福祉活動を推進するため、市民が地域の困りごと等を気軽に話し合い、各団体や福祉サービス事業者等の社会資源との連携を進められるよう、住民福祉懇談会等の場づくりを進めます。
- コミュニケーション不足により、社会との関わりが希薄な人や就労の困難な人が、地区活動へ参加できるように働きかけ、自立を支援します。

【事例】

● 認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練の取組

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、地域の人々が参加する見守り・支援体制の構築が必要です。

広神地域では、市民一人ひとりが認知症に関心を持ち、地域ぐるみで適切な対応と連携を図るため、関係機関と協力し、模擬訓練を実施しました。



● ボランティアによる手作り弁当の配食（週1回）

一人暮らし高齢者等の安否確認と地域の人とのふれあいを目的に配食サービスを行っています。

調理ボランティアの皆さんが高齢者等が食べやすいよう工夫した弁当を心をこめて作っています。地域の配達ボランティアの人が「お元気ですか。」と声をかけ、安否確認を行い、届けています。

地域の支え合いによる弁当を届けることで、一人暮らし高齢者等の生活支援の一助ともなり、利用者とボランティア、またはボランティア同士の交流を深めることにもつながっています。

I - 3 避難行動要支援者支援体制の強化

成果

- 緊急時の情報入手のため、希望者に防災ラジオを貸与し、緊急情報のより確実な伝達が可能となるよう努めました。
- 避難行動要支援者の支援に向け、災害ボランティアセンター設置訓練や避難行動要支援者名簿の更新作業等を進め、市、社協、市民団体、民生委員・児童委員等関係者間における情報共有に努めました。
- 要支援者を中心とした平時からの情報共有体制の構築と、自主防災組織への支援を行いました。

課題

- 避難行動の支援については、関係者それぞれの役割分担を明確化し、地域の特性を踏まえた災害に関する知識と避難対応について、理解促進を進める必要があります。
- 個人情報保護への過剰な配慮によって、民生委員・児童委員や自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっており、緊急時に備えた助け合い体制の構築に支障を来している場合があります。

さらに
活かしていくために

改善していくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時



5年後
(2022年度)時

災害時に備えた、
助け合いの仕組みづくりを
進めよう。

いざというときの連携・
協力ができる地域づくりを
目指します。

実現していくために

取組の方向性

- 日ごろからの意識啓発や研修を通じ、地域での安否確認等、避難行動要支援者への支援体制づくりを推進します。
- 地域における不安や危険に対して、地域全体で助け合い、支え合える仕組みづくりを広げます。

市民、地域の取組

- 普段から家族の中で防災の話をする等、防災意識を高めましょう。
- 避難場所や安全な避難経路等を家族で確認しておきましょう。
- ご近所に困りごとを抱えている人がいたら、お互いさまの気持ちで助け合しましょう。
- 地域ぐるみの防災体制を目指して、平常時から支え合いの一員として活動しましょう。
- 建物の耐震化や家具の固定を進めましょう。

市の取組

- 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、市民に正確な情報を確実に提供する体制を整備します。
- 災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路、非常持出品の備えや避難時の心構え等防災知識の普及・啓発を行います。
- 高齢者、障害者等の特に配慮を要する人の避難場所について、見直しを行います。
- 自主防災組織の強化を図るとともに、各地域において行う防災訓練や、防災関連の出前講座を行う等、地域での防災対策を支援します。
- 災害時の備えに関する普及・啓発を行います。

社協の取組

- 大規模な災害発生時に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を支援します。
- 災害時に即応できるよう平常時から関係機関や関係者に対し、災害に備えた研修や災害シミュレーション等を定期的の実施し、危機管理の意識づけを行います。
- 支え合いマップづくりを促進して、地域に対する情報の提供や共有を行い、自主的な防災活動の強化につなげます。

【事例】

● 食を通じた防災教育

近年多発する自然災害に対応するため、子どもの頃から自力で食事を摂る能力（食を選び、調理する能力）を身につけることは、災害時の生命や健康維持につながり、とても重要です。

子どもが自然災害に関心を持ち、対応方法を身につけるために、モデル学校（堀之内小学校）を拠点に、身近な「魚沼の食」に着目した防災教育を実施しました。



● 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

地震や水害等による大規模災害に備え、災害からの復旧過程における被災者支援のボランティアと災害ボランティアセンターの運営等に携わることができるよう定期的に訓練を実施しています。



I-4 地域の交流の場づくり

成果

- 自主活動組織である「コミュニティ協議会」や、孤立しやすい人を対象にした活動拠点である「地域の茶の間事業」、精神に障害のある人の社会参加促進に向けた「ミニデイケア事業」等、様々な交流の機会が設けられました。
- 小さな範囲で顔の見える関係を築くための「地域の茶の間」が地域住民やボランティア等によって市内71ヶ所で運営されています。

課題

- 交流事業では、対象者が固定化される傾向があり、「参加者の掘り起こしが十分にできなかった」「対象に合わせた活動が展開できなかった」という声が挙がっています。また、運営するスタッフ同士の連携や負担軽減なども検討していかなければなりません。
- 生活課題を抱え、地域で孤立している人や、何らかの理由で会場に出かけられない人たちのために、個別対応や緩やかな見守りで支え合うことができるような体制づくりを進める必要があります。

さらに
活かしていくために

改善して
いくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

高齢者や障害者等の社会参加を理解し、互いに支え合う社会をつくろう。

5年後
(2022年度)時

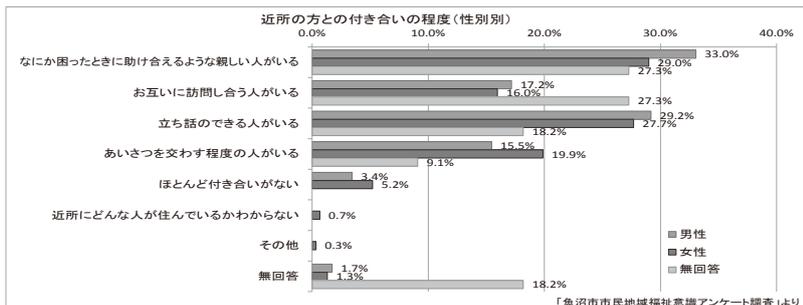
多世代が集う、地域交流活動や健康づくり活動を推進します。

実現していくために

市民の声

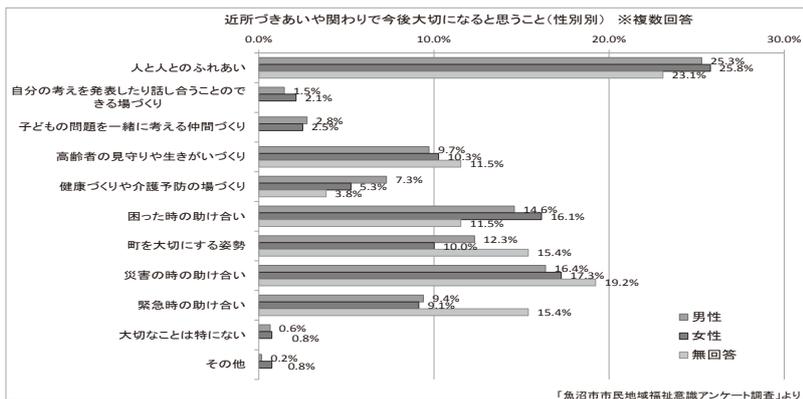


- 各地域のコミュニティづくりのため、各団体で話合える機会をつくり、地域の横のつながりが強くなれば良い。
- イベントだけではなく、1年中盛り上げられる多世代交流ができれば良い。
- 「地域の茶の間」を開催したことで、たくさんの方が出てきてくれ世代間交流もある。
- 「地域の茶の間」を月に数回の開催ではなく、いつでも出入りできると良い。
- 「地域の茶の間」をきっかけに普段の付き合いが増えた。



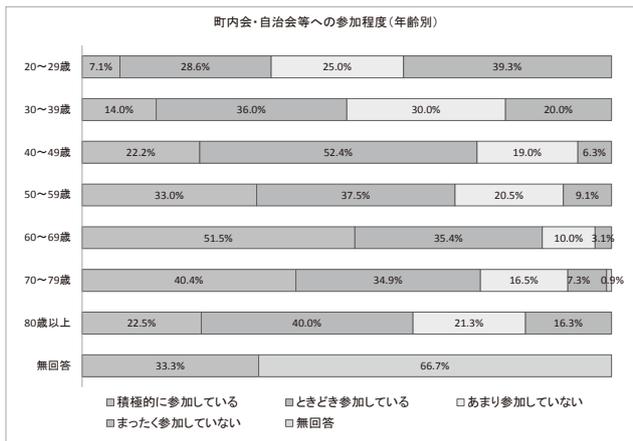
～ アンケート調査から ～

地域活動への参加について、近所の人との付き合いの程度では、「あいさつを交わす程度の人がある」人から「無回答」にかけて、徐々に町内会・自治会等への参加程度が減り、「ほとんど付き合いがない」「近所にどんな人が住んでいるかわからない」人のほとんどは活動に参加していない。



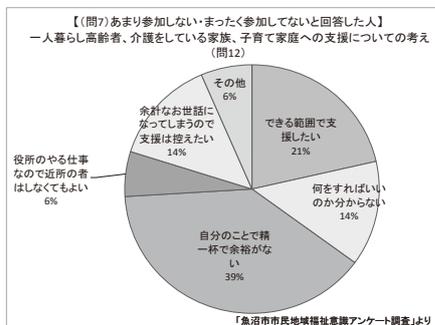
～ アンケート調査から ～

近所づきあいや関わりについて、近所づきあいを通じた人間関係の構築を求めている声は高く、特に災害時や困った時の助け合いなど、地域で生活する上で共通の課題から活動を広げることが、地域交流のきっかけにつながる。



～ アンケート調査から ～

年代別では、20～39歳の人が、町内会・自治会等の活動に参加していない割合が高く、60～79歳の人が活動に中心的な担い手となっている。



～ アンケート調査から ～

町内会・自治会等の活動に「あまり参加しない」「まったく参加していない」人のうち、一人暮らし高齢者等への支援について、「できる範囲で支援したい」「自分のことで精一杯で余裕がない」と回答した人に対しては、参加しやすい活動機会メニューをつくりだすことで、活動の広がりが期待できる。

また、「何をすればいいのかわからない」「余計なお世話になってしまうので支援は控えたい」と回答した人に対しては、支援を求めている人との出会い・触れ合いの機会からその必要性を理解し、参加意欲を醸成していくことが求められる。

取組の方向性

- 小さな変化や異変、困りごとを身近で感じ、気づくきっかけとして、地域内のイベントや身近な「地域の茶の間」等による交流の機会づくりを積極的に展開します。
- 多くの参加・協力を得るために、様々な年齢層や活動主体が関わるような仕組みづくりを推進します。

市民、地域の取組

- 地域の人と親しく話合いながら、交流を深めましょう。
- 地域行事に積極的に参加し、交流できる居場所づくりを検討しましょう。
- 地域とのつながりが希薄な人がいたら、どのように関わっていくことができるかを皆で考えましょう。
- コミュニティセンターや集会施設等を活用したイベントに積極的に参加し、世代が異なる人との交流を深めましょう。
- 隣近所や地域の気の合う仲間同士が日常生活の延長として集い、語り、楽しむ場を積極的に持つよう心がけましょう。

市の取組

- 多くの人たちが気軽に楽しめる、交流の機会づくりに努めます。
- 地域住民の交流活動を促進するため、活動拠点の充実を図ります。
- コミュニティセンターや集会施設等を活用した、市民同士が交流できる場の確保や居場所づくりを支援します。
- 不登校やひきこもりなど、困難を抱える子どもや若者をサポートし、居場所づくりの支援等を行います。
- コミュニティ協議会や自治会が実施する「高齢者世帯日用品等買い物代行事業」を支援します。
- 健康づくりの意識向上と運動習慣の定着のため、うおぬま元気ポイント制度を活用した取組を行います。

社協の取組

- 地域が主体的に実施する「地域の茶の間」活動の支援を行います。
- 市民交流の場づくりを積極的に進めるとともに、活動を支援し、課題の早期発見や早期対応に努めます。

- 様々な機会を通じて、市民が身近な地域で相互に交流し、その地域における福祉課題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりを進めます。
- 行政等と連携し、ひきこもりの居場所づくりを行います。

【事例】

● 地域の茶の間

高齢者や障害者、子育て中の親子等が地域の中で気軽に出かけられる小規模な憩いの場づくりを目指し、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等が中心となり交流活動が行われています。

身近な地域の中で、様々な立場の人が気軽に交流して互いを理解し合い、支援の必要な人に手助けをする場面が増えています。



● ひきこもり座談会

同じ悩みを持つ家族が集い、体験や近況を語り合い、情報交換などを毎月第4水曜日に小出ボランティアセンターで行っています。

家では言えない悩みを共有することで、不安の軽減につながっています。



<基本目標Ⅱ>

市民の暮らしや活動を支える体制づくり

Ⅱ－１ 情報提供、発信の充実

成果

- 緊急時の情報入手のため、希望者に防災ラジオを貸与し、緊急情報のより確実な伝達が可能となるよう努めました。(再掲)
- 市民相談センターや社協の各支所で福祉の総合相談体制の強化を図ったほか、子育て支援センターや市内の保育園において、子育て相談を実施しました。
- 市報うおぬまや社協だよりを活用し、福祉サービスに関する情報を発信しました。

課題

- 災害時の緊急情報の伝達については、情報伝達の徹底、不感地域の解消対策をさらに進めなければなりません。
- 福祉サービスにかかる情報提供については、相談者のニーズ把握のほか、情報発信拠点をさらに増やす必要があります。また、専門的な相談に対応できる人材の確保等が挙げられます。

さらに
活かしていくために

改善して
いくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

サービス情報を
分かりやすく発信します。



5年後
(2022年度)時

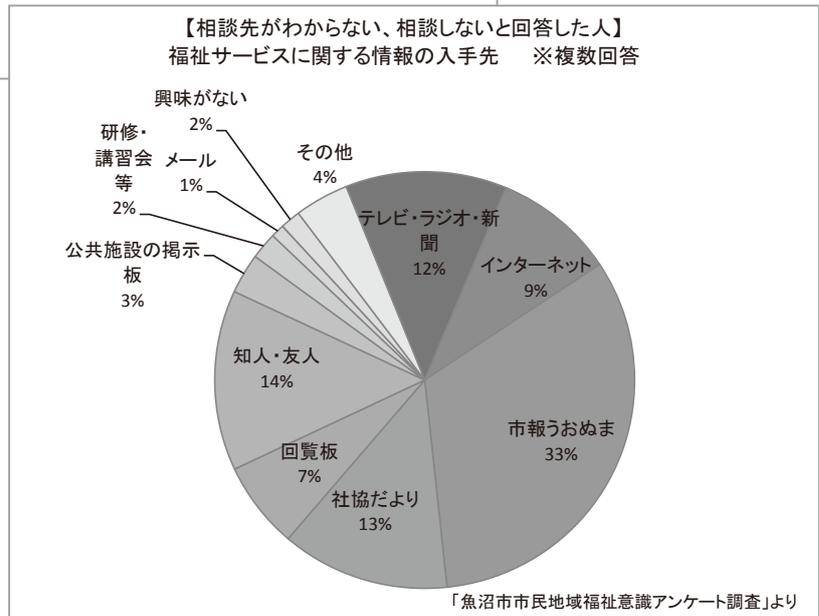
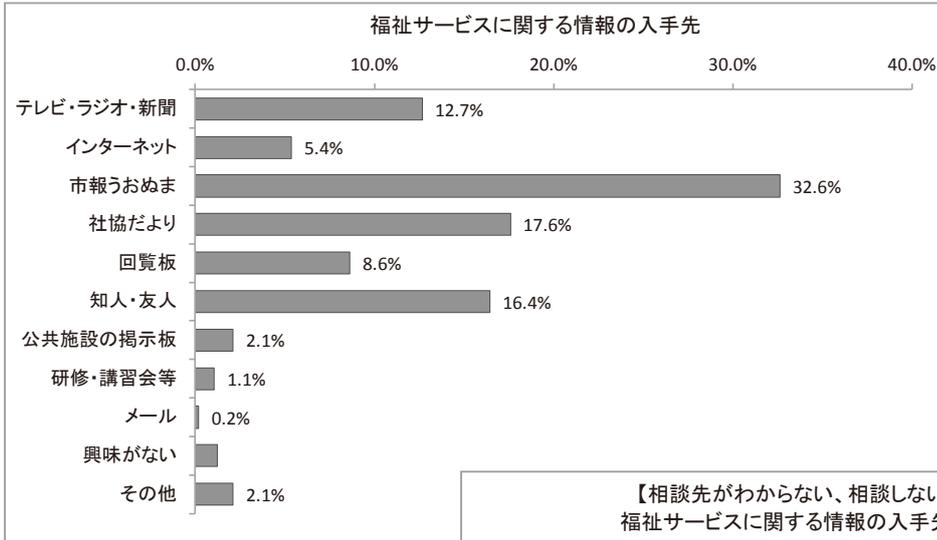
必要としている人へ
必要な情報が届きやすい
体制を整えます。

実現していくために



市民の声

- スマートフォンやタブレット等のIT端末の活用方法を若い人が年配の人に教えてくれるような地域にしたい。
- 行政からの情報が一方通行である。
- 行政や社協から、福祉の情報をもっと提供してもらえたら良い。



～ アンケート調査から ～

福祉サービスに関する情報の入手先としては、「市報うおぬま」「社協だより」が多かった一方で、「知人・友人」から情報を得ている人が多かったのが特徴的。

悩み・不安の相談先について「相談先が分からない」「相談しない」と回答した人(問19)の、情報入手先についても「市報うおぬま」「社協だより」が多かった。

提供する情報、対象者に合せ、活用する媒体や発信方法を工夫する必要がある。

取組の方向性

- 高齢者や障害者、子育て世代等サービスを利用することが見込まれる人に配慮し、多様な方法による情報提供を行います。
- 対象世代や対象者ごとに分かりやすいハンドブック等の作成や発信をします。

市民、地域の取組

- 広報誌やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めましょう。
- ご近所や友人同士のネットワークも貴重な情報源です。ご近所づきあいを大切にしましょう。
- 分からないことや知りたいことがあるときは、市や福祉サービス事業者等に聞いてみましょう。
- 福祉サービス等の情報に関心を持ち、有効に活用しましょう。
- 子どもを含めた親同士の積極的な交流を心がけましょう。

市の取組

- 福祉サービスの内容や、災害時の避難情報といった様々な情報をより分かりやすく届けます。
- 子育て支援センター等を通じて、子育てに関わる情報発信のネットワークづくりを進めます。
- 市報うおぬま、パンフレット等による分かりやすい情報提供に努めます。
- インターネットやSNSなどの媒体を活用し、効率的に情報を伝えられるように工夫をしていきます。
- 出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。

社協の取組

- 社協だよりやホームページ、様々な講座や研修など、各種媒体、機会を活用します。また、市民が相互の多様性を理解し、地域で互助・共助・共生できるような情報を市、自治会、コミュニティ協議会、公民館等と連携し、発信します。
- サービス等の情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接関わる民生委員・児童委員等への福祉に関する情報提供を行います。

【事例】

● コミュニティ放送を通じた情報発信基地「FM うおぬま」

コミュニティ放送を通じて、魚沼の明るい話題や今欲しい情報を発信し、より安心して快適な暮らしを目指し、夢と希望に輝くまちづくりを目指しています。



● 地域医療魚沼学校「^{らくご}楽語い講座」を開講

地域医療魚沼学校は、医療人と市民が互いに学び合い、健康を守る人材を育成する場所として生まれました。楽語い講座は、医療・健康についてだけでなく、幅広く知識を得られる講座として好評です。

Ⅱ－２ 生活課題の把握とニーズ把握の体制づくり

成果

- 子育て拠点となる屋内活動交流施設については、市の遊休施設を活用して整備を進めています。
- 住民福祉懇談会を開催し、地域住民と現在の課題と今後の地域像を共有することができました。
- 有償での「地域住民助け合い活動事業」の実施に向けた検討を行いました。
- 病児、病後児保育を市立小出病院で開設しました。
- フードバンクの実施やひきこもり支援に向けた座談会を開催する等の取組を進めました。

課題

- 子育てのための遊び場を提供するとともに、世代間交流が活発になるような体制を構築する必要があります。
- 地域の課題をどう把握し、解決していくのか、そのための分析等を十分に行う必要があります。
- 病児、病後児保育については、感染症流行時の受入れ体制について検討が必要です。
- ひきこもりや生活困窮者は、潜在化しやすいため、ニーズの把握と相談までの継続した支援体制を整備しなければなりません。
- 嫁姑問題や高齢者介護、ひきこもり等家庭内のトラブルは非常に深刻な問題であり、うつ病や自殺につながるケースも見られます。

さらに
活かしていくために

改善していくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

多様な福祉ニーズに対応できる体制を整備します。



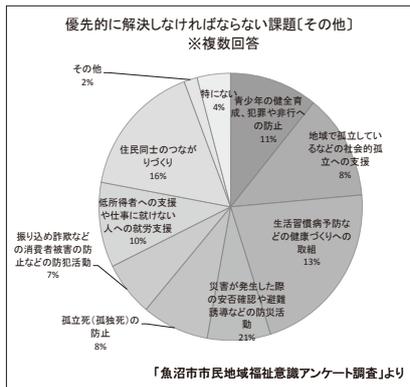
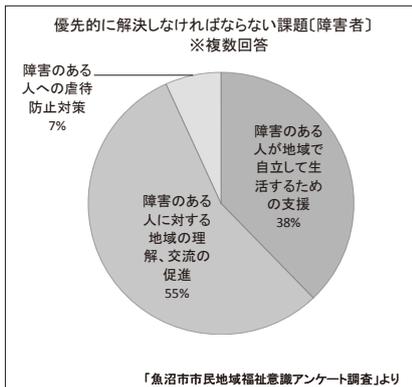
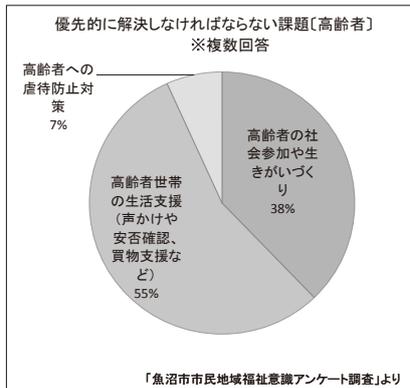
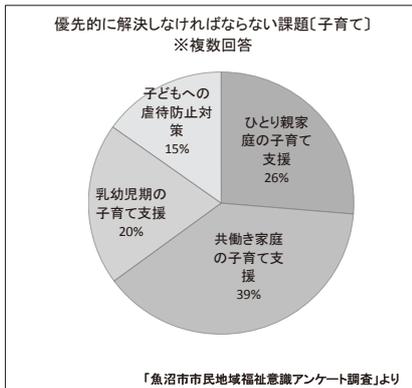
5年後
(2022年度)時

様々な情報を適切に共有し、サービスを利用しやすい仕組みをつくります。

実現していくために



- 就労の場がないため、若者も地元に戻って来れない。
- 子どもが遊べる公園が少なく、遊具も少ない。
- 基幹病院への直通バスを運行してほしい。
- 空き家の屋根雪除雪がされず、家屋倒壊の危険があるので対策を講じてほしい。

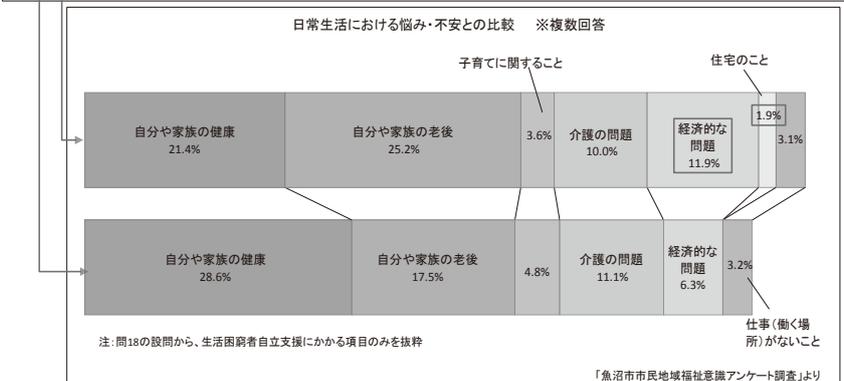


～ アンケート調査から ～

優先的に解決しなければならない課題として、子育てについては「共働き家庭の子育て支援」、高齢者については「高齢者世帯への生活支援」、障害者については「障害のある人に対する地域の理解・交流の促進」が優先的に解決すべき課題として挙がっている。

その他については「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」について、比較的多くの声が挙がっている。

～ アンケート調査から ～



生活困窮者自立支援法の認知度については、ほとんどの人が「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」「言葉も名前もよく知らない」と回答している。

「日常生活における悩み・不安との比較」では、生活困窮者自立支援法を知っている人より知らない人の方が「経済的な問題」「住宅のこと」についての悩みが多い。

潜在的に悩みや不安を抱えている人に、どのようにアプローチしていくかが、今後の課題といえる。

取組の方向性

- 福祉拠点の整備・充実、サービス基盤の整備は、福祉ニーズの受け皿として根幹をなすものであり、更なる充実を目指します。
- ニーズや課題を把握するための相談体制の充実を図ります。

市民、地域の取組

- コミュニティセンターや集会施設等を地域福祉の拠点として積極的に活用しましょう。
- 地域ぐるみの福祉実現に向け、福祉施設の利用者と交流の機会を設ける等の取組を行いましょう。
- どんなときでも支え合い、助け合える安心・安全な地域をつくるため、地域の支え合いマップを作成しましょう。
- 大切ないのちを守るために、私たちにできることを一緒に考えましょう。

市の取組

- 人口動態やニーズを考慮しつつ、各分野の計画に基づいてサービス基盤の整備を進めます。
- 生活課題を抱えた人を早い段階で発見し、支援に結びつけます。
- 市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員について、市民の理解を深めるため、役割や活動のPRを行うとともに、活動しやすい環境整備を進めます。
- 地域課題や問題点について、自治会自らが共助の精神により話し合い、解決できるよう集落支援員等によるサポートを行います。

社協の取組

- 中学校区を目安とした地域の福祉課題を、その地域住民が中心となり解決していけるよう、地域担当職員を配置します。
- 身近できめ細やかな生活支援のニーズ把握に努め、必要なサービス・生活サポートの仕組みづくりを支援します。
- 市民主体の活動づくりを進めるため、地域の情報・資源・特性について正確に把握します。

【事例】

● 親子ふれあい広場を開放しています

子育て支援センターの開放日に「親子ふれあい広場」を開設し、子ども同士が遊んだり、子育て中の親同士が育児について情報交換する場として利用されています。



● 認知症サポーター養成講座を実施しています

認知症になっても誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援するための講座を実施しています。受講後、「オレンジリング」を渡しています。



Ⅱ－３ 各種福祉団体との連携強化

成果

- 地域のボランティアの担い手である「地域の茶の間」の運営スタッフに対し、メンタルヘルス等についての情報を提供するとともに、自分たちが地域でできることについて話し合いを行いました。
- 高齢者の認知症予防、介護予防、メンタルヘルスについて講話と座談会を実施しました。

課題

- 社会福祉法人には、地域福祉の充実・発展に寄与するため、社会福祉事業を中心に良質な福祉サービスの提供に努めるとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた自主的な社会貢献活動の実施が求められています。
- 社会福祉法の改正で、地域における公益的な取組を実施することが義務づけられたことにより、その取組の積極的な実施を推進することが重要です。

さらに
活かしていくために

改善していくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

関係機関・団体等間の
連携強化を図ります。



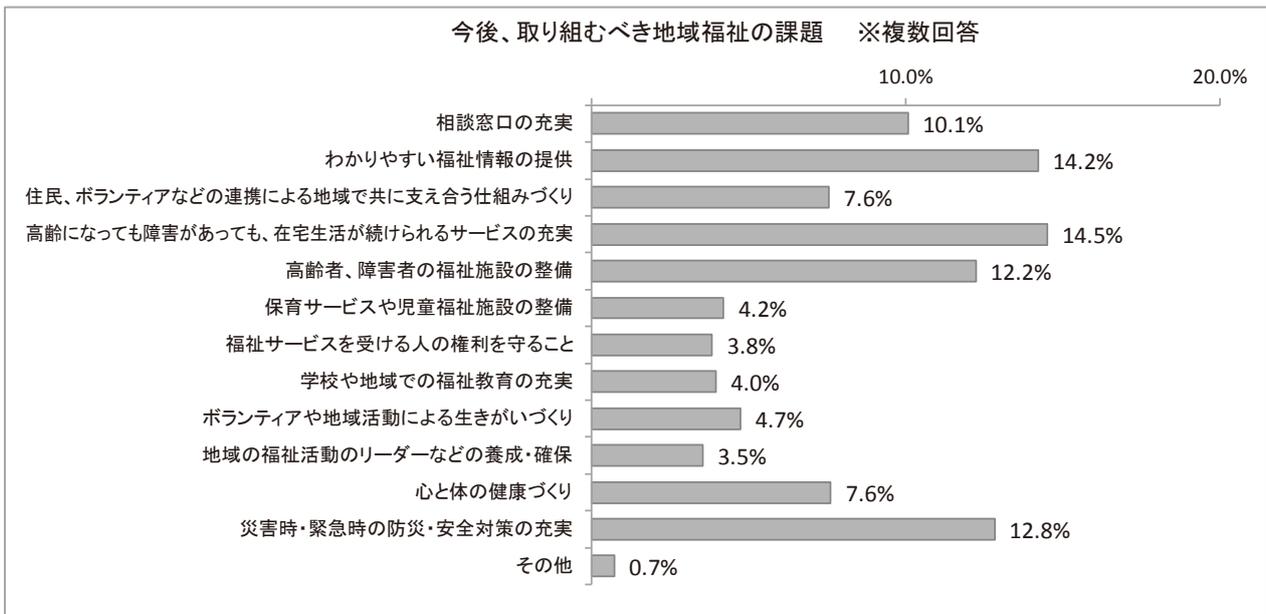
5年後
(2022年度)時

地域における公益的な
取組を目指します。

実現していくために



- ボランティア活動をしている人の高齢化が進んでいる。
- 地域おこし協力隊がもっと増えてくれればいいのに。
- 「地域の茶の間事業」が週1回あり、とても楽しみにしている。



～ アンケート調査から ～

今後、取り組むべき地域福祉の課題については、「在宅生活が続けられるサービスの充実」や「分かりやすい福祉情報の提供」などが挙げられている。他アンケートの分析では、福祉施設でのサービスを求める声も多かったが、それぞれの状況にあった情報やサービスの利用方法が的確に伝われば、在宅でのサービス利用という選択肢も広がる可能性がある。

取組の方向性

- 社会福祉法人や民間企業等との連携を図り、誰でも住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けることができる環境づくりを進めます。
- 支援が十分に行き届かない人に対して、ボランティア団体などの社会福祉団体と連携を図り、幅広い支援が提供される環境づくりを目指します。

市民、地域の取組

- 市や社協、地域の事業者等に対して、サービスの要望や意見を伝えましょう。
- 地域での関係づくりに向けて、活動場所の提供や活動への参加等を働きかけましょう。
- 地域での課題や取組について、ボランティア等の力を借りたいときに備え、地域で活動する団体について関心をもって調べてみましょう。

市の取組

- 市民の身近な社会資源である福祉施設や社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう支援します。
- 多様な課題や複合的な問題に幅広く対応するため、専門職や関係機関が事例を共有し、検討できるような連携体制を構築します。
- 社会福祉法人等との連携を図り、福祉サービスの拠点となる施設整備を支援する取組を行います。
- 福祉サービス事業所への監査を実施し、サービス向上に向けた指導を検討します。

社協の取組

- 初期相談からスムーズに支援へつながるよう、担当職員同士の情報共有をきめ細かく行うとともに、相談機関や関係機関の連携強化を図ります。
- 困りごとを抱えた人のSOSを身近な地域でいち早くキャッチすることができるよう、民生委員・児童委員等を対象とした相談活動セミナーや傾聴講座等の研修を行い、地域の中での相談力の向上を図ります。

【事例】

● 福祉施設との協働事業

福祉施設の利用者と地域交流を目的に、地域住民やボランティアの人たちの参加を積極的に進め、関係機関と連携し行事や日中活動に取り組んでいます。



Ⅱ－４ 相談体制の充実、総合マネジメントの強化

成果

- 市民相談センターでは、総合相談窓口として、関係機関と連携をとりながら、ジャンルを問わずに相談支援を行いました。
- 地域包括支援センターや各地区在宅介護支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての周知と相談対応に努めました。
- 子育て支援センターや市内の保育園において、随時保育士による子育て相談を実施しました。
- 高齢者や障害者等の権利擁護支援に関して、社協が開始した法人後見事業を活用しました。

課題

- 複雑化する相談内容の解決に向け、相談員のスキルアップや関係機関との連携により、相談支援体制の強化に努めます。
- より機動性を持った相談支援対応を行うため、地域包括支援センターを増やす必要があります。
- ひきこもり等深刻な悩みを持つケースも多くなっているため、専門職が連携して相談支援ができる体制の構築が望まれます。
- 成年後見制度については、さらなる普及に向け、活用の流れや仕組みを周知する機会が必要です。

さらに
活かしていくために

改善して
いくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

悩みを抱え込まず、
身近な人に相談してみよう。

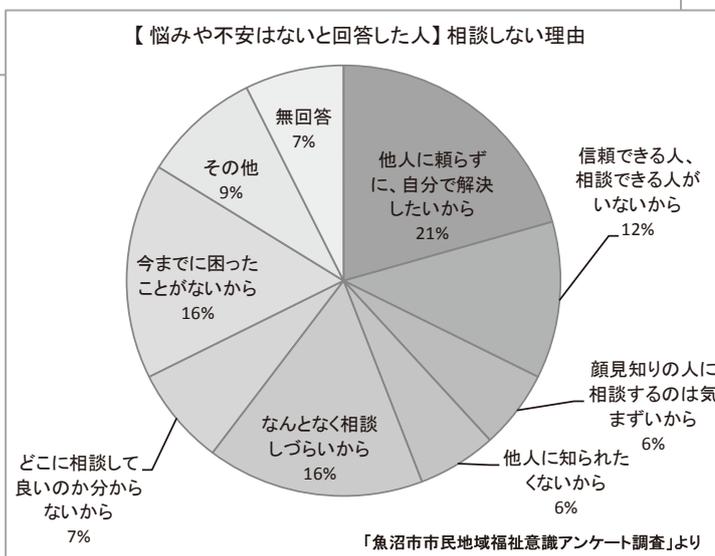
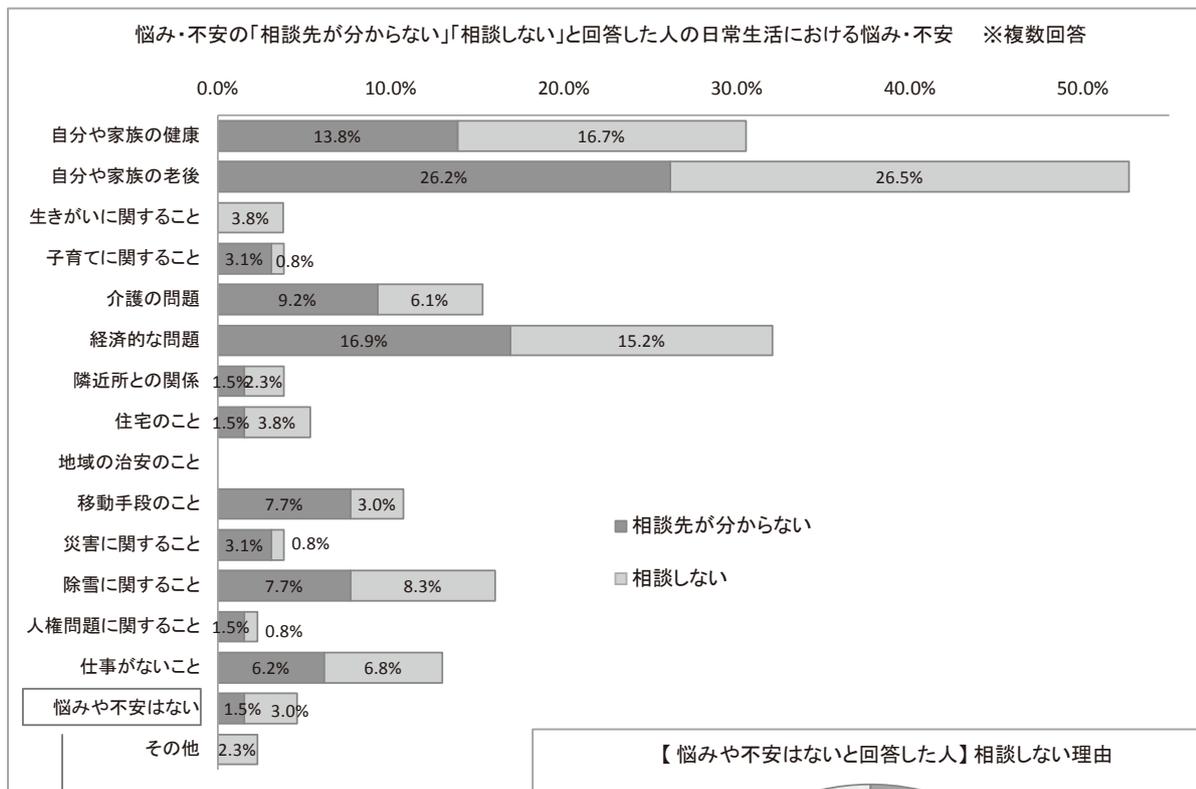
5年後
(2022年度)時

分野を問わないワンストップの
総合相談支援体制の充実を
目指します。

実現していくために



- 相続などをどこに相談したらよいか分からない。
- 昼夜問わず、連絡が取れる窓口や場所を教えてください。
- どんなことでも相談しやすい地域にしたい。



～ アンケート調査から ～

日常生活における悩み・不安において、「相談先が分からない」「相談しない」と回答した人は、「自分や家族の健康・老後」や「経済的な問題」に悩みや不安を抱えている。

また、「悩みや不安はない」と回答した人と相談しない理由をクロス集計すると、「他人に頼らず自分で解決したい」「信頼できる人、相談できる人がいない」「なんとなく相談しづらい」など、悩みや不安はあるが相談しない（できない）といった思いがあることをうかがい知ることができる。

取組の方向性

- 関係機関の協働により包括的に相談できる体制の整備に努めます。
- 様々な相談ニーズに応えるため、相談支援の窓口の充実を図ります。

市民、地域の取組

- 生活する上で困ったことがあれば、事態が重大化したり、手遅れになる前に身近な相談窓口へ気軽に相談しましょう。
- 友人や近所の人の中で困っている人がいないか等ほんの少しのことでも気配りをしてみましょう。
- 民生委員・児童委員等の身近な相談相手を通じ、相談しましょう。
- 隣近所で困っている人や気になる人を見つけたら声かけをしましょう。また、状況に応じ、市等の相談窓口へつなげましょう。
- 身近な高齢者や障害者等が消費者被害にあわないよう、見守りや声かけを行います。

市の取組

- 既設の相談窓口の専門性の向上とともに、窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。
- 生活困窮者の自立促進に関し、包括的な支援を行います。
- 相談員の資質の向上を図ります。
- 困難事例の解決について、連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割を確認し、利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 多様な関係機関との定期的な情報共有及び連携・協働の取組を推進していきます。

社協の取組

- 関係機関と連携し、生活困窮者を把握する体制の充実を図ります。
- 生活困窮者の相談に応じ、寄り添い、自立に向けての支援を行います。
- 就労に向けて必要な支援を行います。
- 高齢者や障害者、子どもの様々な権利擁護に関する総合相談体制の充実を図り、その人らしい生活の実現に向けた支援を行います。

- 地域において成年後見制度等をテーマとした権利擁護に関する講習会を開催し、誰でも安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 地域に出向き、課題の掘り起こしに努めます。

【事例】

● 法人後見事業

認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が低下した人が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する相談支援や普及啓発及び後見人等の受任を行い、権利擁護の支援を行っています。



● 「くらし・こころの無料相談会」

市は年1回、関係機関と合同で、弁護士、司法書士や土地家屋調査士などの専門家が対応する相談会を開催し、相談者が抱える複雑な問題の解決に向けて、支援を行っています。



＜基本目標Ⅲ＞

地域活動に参加する人づくり・組織づくり

Ⅲ－１ 地域福祉を支える人材育成

成果

- ボランティアや地域福祉の新たな担い手を発掘するため、ボランティア養成講座等を実施しました。
- 福祉に関する啓発、理解促進のため、職員出前講座を実施しました。
- 社協を中心に、グループ活動支援や担い手育成を行いました。

課題

- 人材育成のための講座から、実際の活動につながるよう、受講後の受け皿、活動の場づくりが必要です。
- 地域福祉活動に携わっている人の高齢化が進んでいるため、幅広い層の人材を募り、福祉活動の裾野を広げていくことが重要です。
- 地域福祉を支える担い手が不足しています。

さらに
活かしていくために

改善していくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

子どもから大人まで幅広い層の担い手育成を進めます。

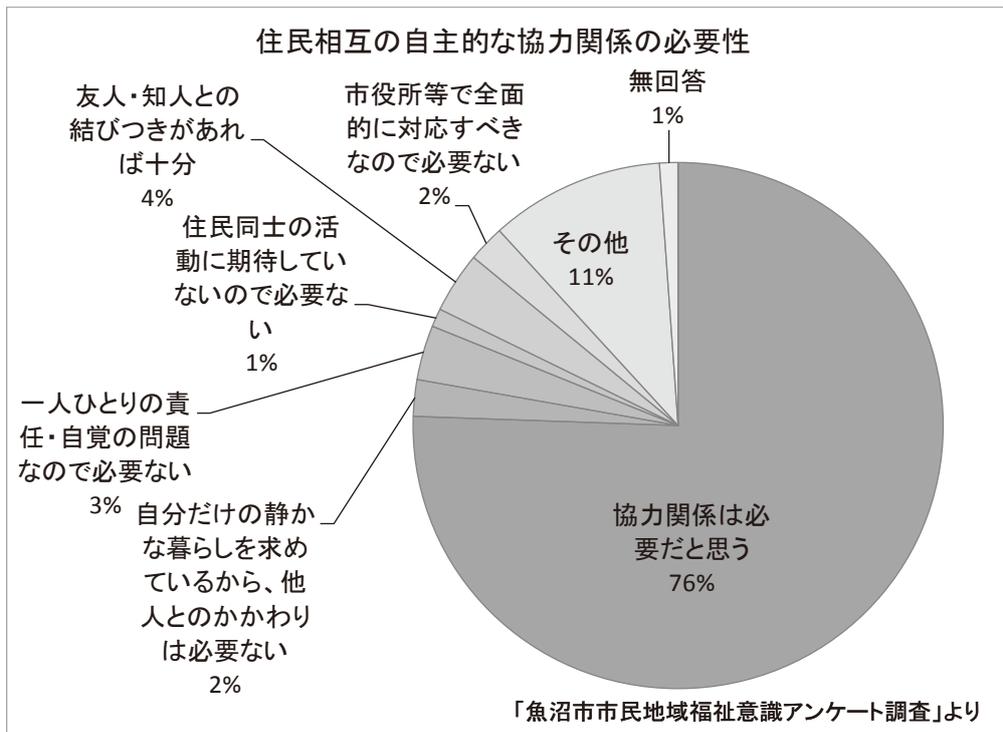
5年後
(2022年度)時

地域で必要とされる多様な担い手を育てます。

実現していくために



- 地域の担い手が不足している。
- 地域の見守りが不足している。
- ボランティアの高齢化が進んでいる。
- できることを自分たちで工夫して過ごせる地域になると良い。



～ アンケート調査から ～

住民相互の自主的な協力関係の必要性については、ほとんどの人が「協力関係は必要だと思う」と回答している。

活動ごとにボランティアの意義や役割、具体的な活動事例、成果等を情報発信しながら、世代や生活事情にあったボランティア活動を作り出していく必要がある。

取組の方向性

- 地域福祉活動の必要性を多くの市民に理解してもらうため、研修や体験の機会を増やして、地域での支え合いの取組を推進します。
- 地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員等の活動内容の周知を図り、スムーズな活動を行うための支援を行います。

市民、地域の取組

- 子どもから大人まで幅広い市民が積極的に福祉活動に参加しましょう。
- 支援を必要とする高齢者や障害者も地域の構成員として、参加できる環境を作りましょう。
- 地域の一員として、自分のできる範囲内で地域活動に参加しましょう。
- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、地域のことについて考える時間を持ちましょう。
- 民生委員・児童委員等の役割を理解し、その活動を支援するとともに、個人情報保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換に努めましょう。

市の取組

- 地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供に努めます。
- 学校におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童・生徒の福祉に対する理解を深めます。
- 市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアや企業が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。
- 市民参画の推進とコミュニティの充実・強化を図るため、各種人材育成事業に積極的に取り組みます。
- 社協等と連携し、高齢者の生きがいづくりや担い手の育成、活動の支援に努めます。

社協の取組

- ボランティア講座等を開催し、地域福祉を担う市民の掘り起こしにつなげます。また、受講後の活動へつなげるためのプログラムづくりや支援体制の充実を図ります。

- 体験活動等を通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
- 市民だけでなく、企業に勤める人や学生を対象にした講座を実施し、人材育成に努めます。

【事例】

● 各種養成講座の開催

ボランティア養成講座では、傾聴や介護、食事づくりや障害の特性等多分野にわたり座学での学びの場を設けています。

また、実践者向け講座では、地域の茶の間レクリエーション講座等活動の中で活用できる内容を企画し、大勢の人が参加しています。



● 地域を担う民生委員・児童委員の活動

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、行政や関係機関をつなぐパイプ役として日々活動しています。また、月1回の定例会や各種研修会を活用し資質向上に努めています。



● あいほうし隊

住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活上の「ちょっとした困りごと」のある人に対して、ご近所さん同士が支え合う活動として平成29年10月にスタートしました。

この活動を通じて、地域みんなでお互いに支え合い助け合える地域づくりを目指しています。



Ⅲ-2 ボランティア活動の推進

成果

- ボランティア同士の情報交換を行う場を設け、横のつながりと活動の意欲向上につなげることができました。
- 介護支援・生活支援サポーターの育成に取り組みました。
- ボランティア連絡協議会の組織づくりのため、ボランティア大会や講演会等を実施しました。
- ボランティア情報誌を作成し、ボランティアグループへの配布を行いました。

課題

- 既存ボランティアの支援にとどまり、新たな担い手の発掘や活動の活性化には至りませんでした。
- 介護予防・生活支援サポーターについては、自主的な活動へつなげるためのフォローアップをどのように行っていくか、検討が必要です。
- ボランティア連絡協議会を中心に、地域ごとの主体と組織化を図り、ボランティア主体での取組を進めなければなりません。
- 生活支援を必要としている家庭とボランティア活動をつなぐ取組が必要です。

さらに
活かしていくために

改善していくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時

ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。

5年後
(2022年度)時

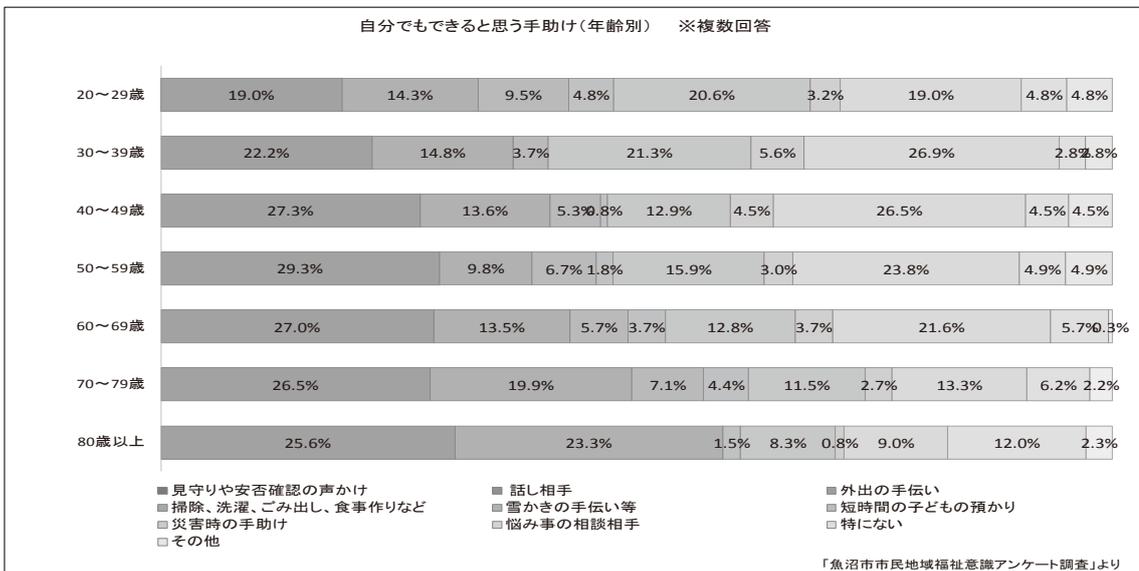
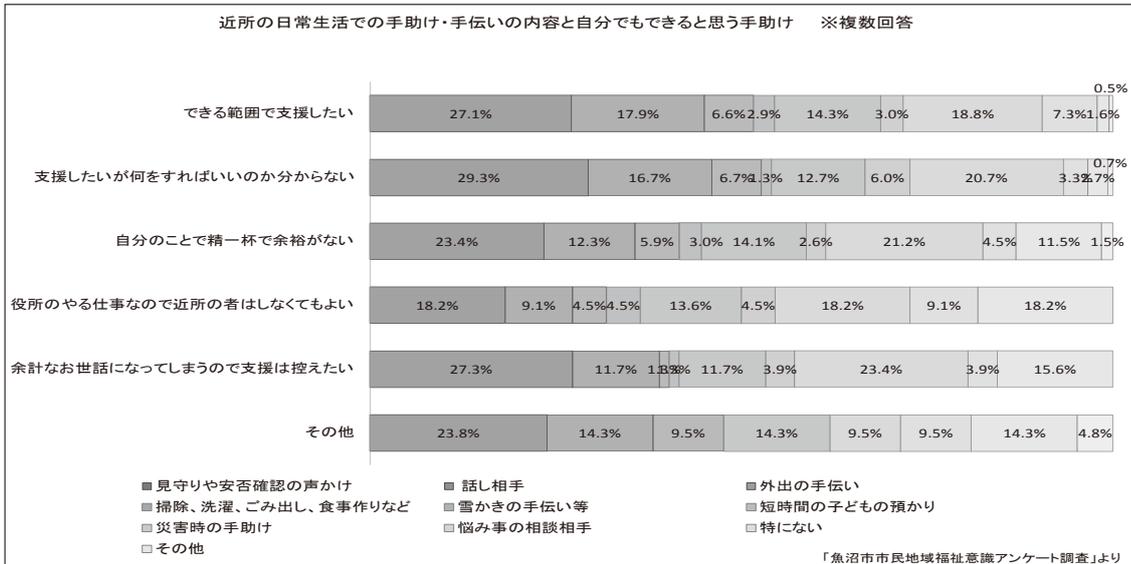
幅広い層の参加により、地域で支え合う仕組みをつくります。

実現していくために

市民の声



- 配達ボランティアの活動が一人暮らしの人の見守り活動へつながっている。
- 気楽にやれるボランティア活動があればいい。
- 自分のことで精一杯。
- ボランティアに男性が少ないと感じている。



～ アンケート調査から ～

「日常生活での手助け・手伝い」に対する考えと、「自分でもできる手助け」の集計からは、「見守りや安否確認の声かけ」や「話し相手」などは、「できる範囲で支援したい」と思っている人が多いので、比較的すぐに活動に結びつけることができるとされる。

「災害時の手助け」については、「支援したいが何をすればいいのかわからない」「役所のやる仕事なので近所の者はしなくてもよい」「余計なお世話になってしまうので支援は控えたい」と考えている人が比較的多い。

年齢別では、「見守りや安否確認の声かけ」や「話し相手」以外の項目では、20～29歳は「雪かきの手伝い」、30～69歳は「災害時の手助け」が、自分でもできると思う手助けとして多い。

取組の方向性

- 市民のボランティア活動への参加の機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供体制の充実を図ります。
- 市民のボランティア活動の活性化を図るために、市と社協が連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成し、現在活動しているボランティア団体等の運営の支援をします。

市民、地域の取組

- 地域社会の一員として、できることからできる範囲でボランティア活動に参加しましょう。
- 市や社協が実施する講演会や研修会に積極的に参加しましょう。
- ボランティアの重要性や支え合いの大切さ等を積極的に話合いましょう。

市の取組

- 市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めます。

社協の取組

- 集いの場やイベント等、地域の主体的な活動を支援します。
- ボランティア活動に興味のある人や活動について悩みがある人の相談に応じ、情報提供や支援等きめ細かに対応します。
- 多様なニーズに対応できるボランティア活動の推進と人材の育成を図ります。

【事例】

● 地域福祉活動実践の発表

6地域でボランティア交流会を開催し、地域福祉活動を紹介する機会を設けています。

実践者の意欲の向上を図るとともに、情報交換と助け合い活動の意義を市民に向けて啓発する場として開催しています。



● 誰でも手軽にできる収集活動

ペットボトルキャップ、使用済み切手、書き損じのハガキ等日常生活の中で誰でも手軽にできる収集活動に、保育園、小中学校の福祉活動として、また、企業の社会貢献活動として地域の多くの人から協力いただいています。



Ⅲ-3 福祉教育の推進

成果

- 地域福祉の意識づくり、人づくりを支援するため、様々な年齢層の市民を対象としたプログラムを計画し、福祉に対する理解促進と活動につなげていくための福祉学習の企画・サポートを行いました。
- 夏休み期間を活用し、市内の福祉施設や支え合いの場で福祉体験を実施しました。
- 小中学校の総合学習において、福祉学習支援に取り組みました。

課題

- 福祉学習支援では、学校のカリキュラムとの兼ね合いがあり、継続した学習計画をたてることが難しい状況です。
- 小中学校各校の取組内容の共有化を図り、学習支援に取り組むことが必要です。
- 地域活動やボランティア活動に関する研修会等を開催し、幅広い世代の市民が参加できるような取組が必要で

さらに
活かしていくために

改善して
いくために

わたしたちが協働してめざす姿

計画スタート時



5年後
(2022年度)時

学校と地域が一体となって、実践できる福祉教育の機会をつくれます。

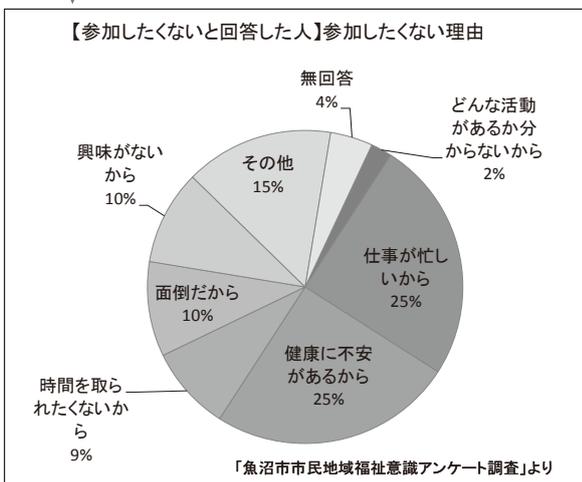
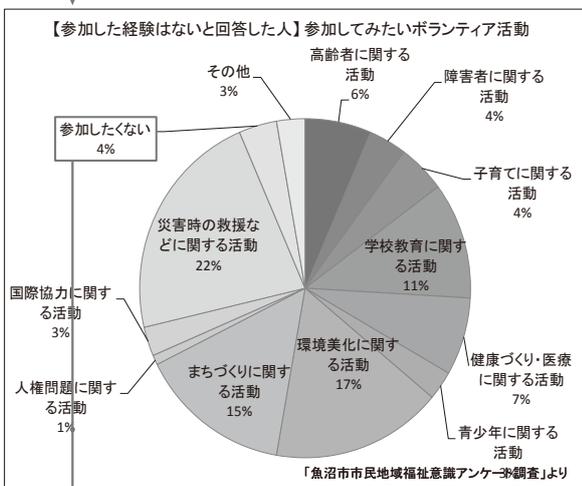
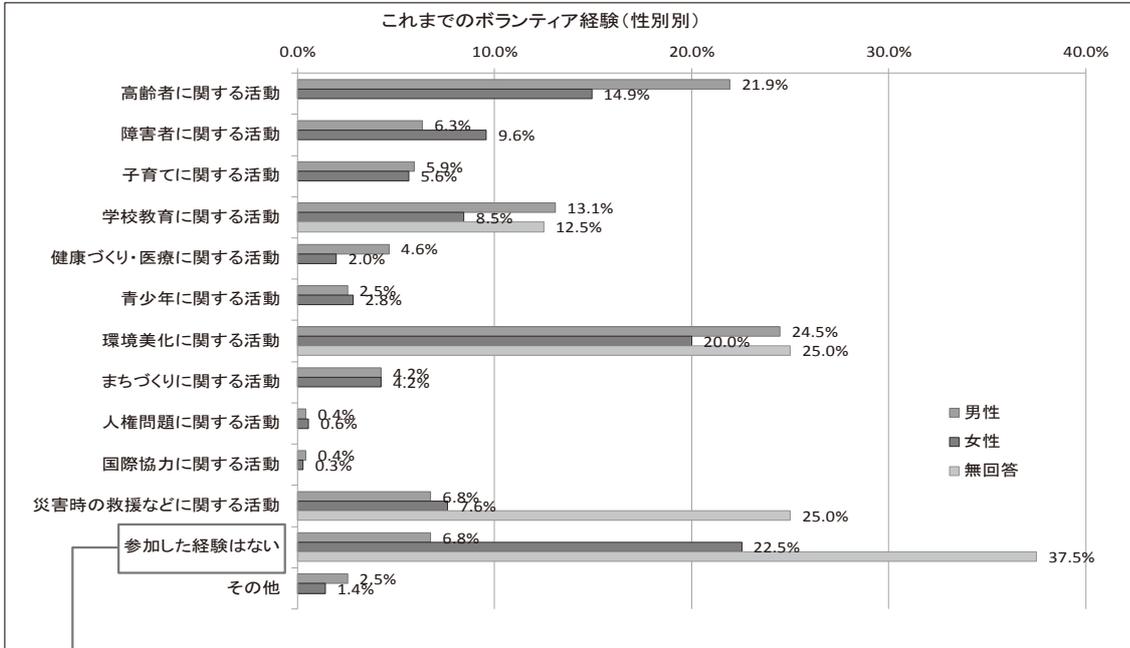
子どもから大人まで、福祉に対する意識の醸成を図り、地域福祉に対する意識と理解を高めます。

実現していくために



市民の声

- 認知症の人がいても近所の中で支えられる地域であれば良い。
- 認知症高齢者を支えられる地域だと良い。



～ アンケート調査から ～

これまでのボランティアをした活動内容では、「環境美化に関する活動」を経験した人は男女ともに多い。

その他、男性では「高齢者に関する活動」「学校教育に関する活動」を経験した人が多い。

一方、女性については「参加した経験がない」と回答している人が多いのが特徴的。

～ アンケート調査から ～

「参加した経験はない」と回答した人に、どのようなボランティア活動に参加したいかを聞いたところ、「災害時の救援などに関する活動」「まちづくりに関する活動」「学校教育に関する活動」と回答した人が多かった。

～ アンケート調査から ～

ボランティア活動に「参加したくない」と回答した人の理由では、「仕事が忙しいから」「健康に不安があるから」と他の項目が二分する形となっている。

仕事の合間や体に負担のない範囲でできるメニューを増やしていく取組や、活動成果を広く伝え、興味関心を段階的に活動につなげていく取組が今後求められる。

取組の方向性

- 自治会や学校、市、社協、地域の事業者等との連携により、各種啓発活動や人権教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあいの機会の充実により、心のバリアフリーと多様性への理解を促進します。
- 子どもから大人まで福祉に関する意識の醸成と環境づくりを行います。

市民、地域の取組

- 高齢者や障害者等、支援を必要とする人に対する知識を得るように努めましょう。
- 子どもも地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 福祉教育の講師やボランティアとして参加しましょう。
- ボランティアの大切さを伝えていきましょう。
- 地域で人権を侵害するような状況があった場合は、すみやかに関係機関に相談しましょう。

市の取組

- 人権教育や各種講座等を開催し、隣近所との関係づくりや地域福祉推進の必要性・重要性について意識啓発を行うとともに、他地区の取組内容等に関する情報提供に努めます。
- 児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、幅広く福祉教育・学習の機会をつくります。
- 人権侵害についての相談を受けたときは、すみやかに対応します。
- 学校において高齢化社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育を推進します。

社協の取組

- 地域福祉の意識づくり、人づくりを支援するため、様々な年齢層の市民を対象としたプログラムを開発し、福祉に対する理解促進と活動につなげていくための福祉学習の企画・支援を行います。
- 児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、幅広く福祉教育・学習の機会をつくります。
- 地域と連携し、見守り・支え合いの支援体制を整備する中で、幅広い年代の市民が地域に関われるよう、そのきっかけづくりに努めます。
- イベント等を通じて、施設・団体の活動を紹介するとともに、情報を共有します。

【事例】

● 総合的な福祉学習の取組

小中学校を対象に総合的な学習の時間の中で、学校と協働し、福祉教育に取り組んでいます。講義・疑似体験などの学びから福祉施設での活動へのつなぎ等、流れを意識した取組をしています。



● 協働で学ぶ地域福祉活動の実践

小出地域において年2回土曜日に配食サービス事業を実施しています。主に中学生、保護者、教員ボランティアを中心に、地域ボランティアの人からも協力をいただき、調理から配達まで、地域見守り活動を学ぶきっかけとなっています。



第5章 計画の実現に向けて

1 計画の普及啓発

本計画の普及・啓発に向けては、計画書や概要版の関係機関への配布、広報誌への掲載、ホームページやSNSなどの媒体の活用、市や社協の職員による出前講座の開催及び地域での会議等様々な機会を捉えて周知を図ります。

2 計画の進め方

地域福祉にかかわる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境及びまちづくりなど多岐にわたっているため、自治会をはじめ老人クラブ、福祉サービス事業者、その他各種団体やボランティアなども地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたって、基本理念である「ともに認め たすけあいがやきつづける 夢と安心のまちづくり」の実現を目指して、市と社協だけでなく、市民や各種団体等がそれぞれの役割に応じて、連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

現在、介護保険法の中で位置づけられている「地域包括ケアシステム」では、高齢者等が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域の資源を活用しながら、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等を関係機関が連携・協力して一体的に提供する仕組みを構築することを目指しています。

今後は、高齢者だけではなく、障害者・ひきこもりの人などの社会的に孤立しやすい人や子育て世代も含めた「丸ごと」の支援体制整備のため、市、社協、関係機関、そして市民がそれぞれ連携し協力する施策を進めることとします。

●期待される市民の役割

地域福祉を推進していくためには、市民が積極的に地域福祉の活動に参加していくことが重要です。地域において助け合い、支え合いの関係をつくっていくとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど具体的な地域福祉活動へつなげていくことが求められます。

そのため、市民が講演会・研修会、ボランティア活動への参加や地域のことに興味を持つとともに、地域の様々な活動に対する積極的参加を促進します。

●期待される地域団体の役割

市民にとって身近な地域活動団体である自治会・コミュニティ協議会・老人クラブや「地域の茶の間事業」などによる活動は、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

そのため、市民に対して積極的な情報発信を行うとともに、自治会やコミュニティ協議会など団体間における交流と、市や社協との一層の連携を図ります。

●市の役割

本市は、地域福祉を推進するにあたり、市民福祉の向上を目指して、各種福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に調整するとともに、公的福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

関係部署との連携のもと、横断的な視点をもって各事業を実施するとともに、社協や関係団体と連携・協力を図りながら、計画を推進します。

さらに、市民の地域福祉活動への参画を促すため、参加機会の提供に努めるとともに、各関係機関とのネットワーク体制整備を通じ、包括的な相談支援体制の強化と情報提供の充実を図ります。

●社協の役割

社協は、地域福祉推進の中核を担う組織として、市とともに自治会、民生委員・児童委員、ボランティアや福祉サービス事業者等との連携をさらに深めながら、計画を推進していきます。また、地域福祉活動を実践する福祉の協力員等の育成や資質の向上を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手育成に向けた各種講座や事業等を実施します。

3 計画の進捗管理

本計画は、本市と社協が一体となり市民、地域活動団体、ボランティア及び福祉サービス事業者等と連携を図りながら進めていくこととします。

その上で、国の社会福祉制度改革の動向を踏まえつつ、福祉分野の個別計画、その他の個別計画と整合を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

本市では、庁内の関係各課室等と、また、社協では、関連団体との連携のもとで計画の推進を図り、毎年取組状況の評価を行います。

なお、成果指標は各個別計画単位で示すこととし、計画全体の進捗状況をもって評価を行うこととします。

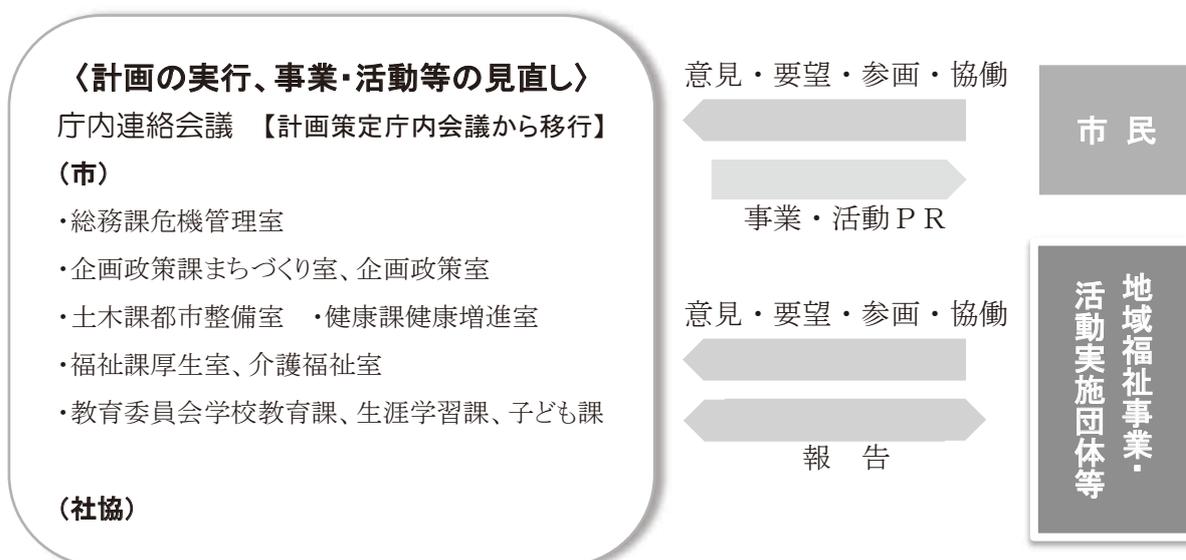
(1) 事業予算

本計画に基づき実施される事業・活動等は、当該事業等を所管する機関・団体等が毎年度に策定する事業計画に則って予算化し、実行します。

(2) 関係部署との連携

本計画の実施にあたっては、市民や地域、関係機関・団体、民間事業者等との連携を緊密にし、協働の理念により進めます。

(3) 進行管理体制



●計画の推進や進行管理にあたっては、PDCAサイクルを活かして、より実効性のある取組を行うこととします。



資料編

1 魚沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 21 年 7 月 1 日告示第 82 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく魚沼市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、地域福祉の推進について広く市民の意見を反映させるため、魚沼市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 地域活動関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(平 24 告示 17・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 24 告示 41・一部改正)

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 2 月 29 日告示第 17 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日告示第 41 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 魚沼市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 この要綱は、魚沼市における地域福祉活動を計画的かつ効果的に推進するために魚沼市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定または見直すことを目的として設置する地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は 25 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 地域活動関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、社協会長が認める者

(任期)

第 3 条 委員会の委員の任期は、委嘱した日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社協地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

3 計画の策定経過

(1) 策定経過

年度	月日	会議名等	内容
27	11月12日 ～11月30日	住民福祉懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・市内18会場にて懇談会を実施 ・地域福祉の現状報告とワークショップにより、地域の福祉課題を協議 ＊各地区の開催状況は別表のとおり
28	7月26日 ～8月9日	住民福祉懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・市内18会場にて懇談会を実施 ・地域福祉の現状報告とワークショップにより、地域の福祉課題を協議 ＊各地区の開催状況は別表のとおり
29	4月17日 ～5月8日	市民意識調査の実施	・市内在住の満20歳以上の方1,000人を対象にアンケート調査を実施
	5月8日 ～5月31日	市民意識調査の実施	・地域の茶の間の運営スタッフ、参加者の方を対象にアンケート調査を実施
	7月11日	地域福祉推進計画 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針と期間及び見直し時期について ・今後の進め方、スケジュールについて ・前計画の評価と課題について ・ニーズの把握（地域福祉アンケート等）
	8月9日	地域福祉推進計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選任（互選）について ・第1次地域福祉推進計画の成果と課題及び市民意識調査の結果について ・第2次地域福祉推進計画の体系（案）について ・策定手順と今後のスケジュールについて
	11月8日	地域福祉推進計画	・副委員長の選任について

		策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次地域福祉推進計画の事業成果と課題について ・アンケート分析結果からの考察について ・施策の体系の確認について ・計画の策定構成と内容についての確認
	12月1日	地域福祉推進計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進計画進捗状況の報告 ・第2次地域福祉推進計画（素案）の検討
	12月14日	地域福祉推進計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉推進計画（素案）の検討
	1月25日 ～2月26日	パブリックコメント募集	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや公共施設等で計画案を公開し、パブリックコメントを募集

(2) 住民福祉懇談会の開催状況

第二次魚沼市地域福祉推進計画の策定に向けて、地域の皆さんの意見や提言を伺い、計画に反映させることを目的に市内36地区において住民福祉懇談会を開催しました。

年度	年月	会場	参加者数	内容
27	11月12日	堀之内公民館	12人	市の福祉の現状について 社協の活動について 懇談（グループワーク） <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の現状と課題 ・普段感じていること ・地区の良い所、悪い所 ・住みやすい地域になるために
		青島農村婦人の家	24人	
		大沢公民館	19人	
	11月17日	原ふるさと会館	20人	
		北部公民館	15人	
		小平尾研修集会センター	19人	
	11月19日	広神コミュニティセンター	17人	
		渋川公民館	18人	
		穴沢ふれあい館	18人	
	11月24日	下島区集落センター	13人	
湯之谷老人福祉センター		27人		
並柳担い手センター		13人		

27	11月26日	伊米ヶ崎公民館	21人	
		守門公民館	22人	
		みずほ会館	7人	
	11月30日	根小屋生活改善センター	17人	
		小出ボランティアセンター	29人	
		下折立公民館	8人	
28	7月26日	原ふるさと会館	10人	市・社協が取り組んでいること 平成27年度住民福祉懇談会の報告 懇談（グループワーク） ・私たちの地域の良いところ ・身近な地域で困っていること ・こんな地域であつたらいいな
		北部公民館	18人	
		小平尾研修集会センター	17人	
	7月28日	堀之内公民館	8人	
		青島農村婦人の家	24人	
		大沢公民館	16人	
	7月30日	小出ボランティアセンター	20人	
		広神コミュニティセンター	16人	
		穴沢ふれあい館	7人	
	8月2日	下島区集落センター	11人	
		湯之谷老人福祉センター	12人	
		渋川公民館	9人	
	8月4日	伊米ヶ崎公民館	13人	
		並柳担い手センター	9人	
守門公民館		15人		
8月4日	根小屋生活改善センター	9人		

		下折立公民館	9人	
		穴沢ふれあい館	3人	
合計参加者数			545人	

(3) 策定委員名簿

(◎は委員長 ○副委員長)

	星	孝	司	市民公募
	中	島	拓	小千谷市魚沼市医師会
	浅	井	昇	魚沼市ボランティア連絡協議会
	角	屋	憲	社会福祉法人 魚沼福祉会
	乾		和	社会福祉法人 魚野福祉会
	井	口	正	魚沼市自立支援協議会
	館	川	亘	魚沼市自立支援協議会
	三	浦	貴	社会福祉法人 魚沼更生福祉会
	佐	藤	ひろみ	社会福祉法人 魚沼地域福祉会
	佐	藤	守	魚沼市老人クラブ連合会 (平成29年9月30日まで)
	椿		利	魚沼市老人クラブ連合会 (平成29年10月1日から)
◎	古	田	島	魚沼市小出北部公民館
○	櫻	井		魚沼市民生委員児童委員協議会
	高	橋	富	魚沼市民生委員児童委員協議会
	渡	部	誠	魚沼市民生委員児童委員協議会
	小	幡	悦	魚沼市コミュニティ協議会連絡協議会
	星		敏	魚沼市教育委員会 生涯学習課
	平	等	真由美	魚沼市企画政策課 まちづくり室
	桑	原		魚沼市企画政策課 企画政策室
	大	島	良	魚沼市北部振興事務所
	戸	田	千穂子	魚沼市市民課 市民生活室

4 用語解説

【あ行】

➤ あいほうし隊（住民参加型在宅福祉サービス事業）

制度の枠にとらわれず、住民同士がお互いさまの感覚で生活全体を支える活動のこと。

➤ うおぬま元気ポイント制度

自分の健康を意識して健康づくりに取り組む「きっかけ」としてもらうためのポイント制度。

➤ うおぬま未来人財育成事業

ボランティアグループや自治会など、同じ目的を持った人たちが集まるコミュニティ活動が活発になるよう支援していく事業。

➤ NPO (Non-Profit Organization) ノンプロフィット・オーガニゼーション

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体。

【か行】

➤ 介護保険制度

2000(平成12)年から介護保険法により設けられた社会保障制度。施行以降、2005(平成17)年、2008(平成20)年、2011(平成23)年、2014(平成26)年、2017(平成29)年にそれぞれ改正(翌年施行)され、「予防重視型システムへの転換」「認知症対策の推進」など、必要な見直しが図られている。

➤ 企業の社会貢献

企業活動をする中で、自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響や企業が行うべき社会貢献にも配慮した行動を選ぶという企業のあり方。

➤ 虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

➤ 権利擁護

権利侵害を受けやすい認知症高齢者や知的・精神障害者に対して、人権をはじめとする様々な権利を保護し、本人に代わってその財産を適切に管理するなど生活上の重要な場面でサポートすること。

➤ 個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

➤ コミュニティ協議会

市民と市が協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、市民自治の推進を図るため、小学校区または中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心に様々な団体等で構成された組織。自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、民生委員・児童委員など、地域の様々な団体などで構成されている。

➤ 公民館（コミュニティセンター）

地域活動の拠点として、自治会活動や各種サークル活動など“まちづくり活動”を実践するための拠点施設。

➤ 孤立死（孤独死）

地域社会とのつながりを持たない状態で亡くなり、亡くなった事実が長期間誰にも気づかれなかった状態を指す語。「孤独死」と共に用いられる表現。

一般的に、「孤独死」は、誰にも看取られずに亡くなることを指し、典型的な例として、ひとりで近所づきあいのない高齢者がひっそり亡くなる場合などがある。ただし、ひとり暮らしではなく家族暮らしであっても社会的に孤立しており周囲に気付かれないうまま亡くなり、長期間が経過する場合がある。そうした場合などに「孤立死」の語が用いられることがある。

➤ 高齢化社会

総人口に占めるおおむね65歳以上の老年人口（高齢者）が増大した社会のこと。65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合を高齢化率という。

➤ 高齢者世帯日用品等買い物代行業業

高齢化率の高い地域において、市民が互いに助け合いながら、安心して有意義に暮らすための取組に要する経費の一部を補助するという高齢化対策共助事業補助金メニューの一つ。

▶ 子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

▶ 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

【さ行】**▶ 災害対策基本法**

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

▶ 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは老人福祉法によって各地に設置された施設で、高齢者が福祉サービスや介護サービスを受ける際の相談や各種申請の代行などを行います。また老人福祉に関する事業所との調整や連絡なども行います。

▶ 災害ボランティアセンター

災害時に被災地に設置され、被災者のニーズ把握やボランティアの受入れを行うなど、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

▶ 支え合いマップ

要援護者を一人暮らし高齢者に限定せず、地域での日常的な支え合いづくりを目的とするものです。地域住民が、住宅地図を囲み、地域の支え合いの仕組みづくりのための話し合いを行うもので、地図は作業シートとして活用し、複写や住民への配布をしないことが原則です。一般的に地域の50～100世帯規模で、地域住民が集まり、要援護者と支援者を色分けしながら、地域でどのような支え合いが行われているのかを書き込むことで、地域の様々な福祉課題を共有し、課題の解決に結びつけていきます。

▶ 自主防災組織

主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任

意団体であるが、具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、その他防災関連のNPOなどがその例である。

➤ **自立支援協議会**

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置しています。

➤ **集落支援員**

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する。

➤ **障害者差別解消法**

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

➤ **身体障害者手帳**

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づく制度で、病気のために日常生活に支障がある障害や後遺症がある場合に、国が認定した医学的な基準に当てはまると認められた方に交付されるものです。交付されるには申請する必要があります。

➤ **精神障害者保健福祉手帳**

精神障害者保健福祉手帳とは、所持している人が一定程度の精神障害がある状態であることを認定するものです。精神障害者が自立し、社会参加を積極的に行えるよう、様々な制度やサービスの利用をしやすくすることを目的にしています。

精神障害者保健福祉手帳は1995年10月に制定されました。療育手帳、身体障害者手帳より比較的新しくつくられた制度です。各都道府県と政令指定都市によって発行され、平成24年度末の統計で69.5万人を超える人が交付を受けています。

➤ **生活困窮者自立支援制度**

全国の社会福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関

する事業を包括的に実施。

➤ **生活困窮者**

現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある人。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

➤ **成年後見制度**

認知症、知的・精神障害などにより判断力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権限が付与されている。

【た行】

➤ **団塊の世代**

1947（昭和22）年から1949（昭和24）年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

➤ **地域おこし協力隊**

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

➤ **地域共生社会**

高齢者・障害者・子どもなど、すべての人々が制度・分野や支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

➤ **地域の茶の間**

公民館や集会所などの地域の身近な場所で定期的に集まり、レクリエーションなどを通して交流を図り、楽しく暮らせる地域づくりを進める活動。地域のボランティアや民生委員・児童委員などを中心に企画し、高齢者を対象として開催されている場合が多いが、世代間の交流等、対象を広げつつある。

➤ **地域包括ケアシステム**

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向け、介護や支援が必要な状態

になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制。

➤ **地域包括支援センター**

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などの専門職が、高齢者への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療など様々な面から支える地域の拠点。

➤ **超高齢社会**

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率という。世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

【な行】

➤ **認知症**

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力などの障害が起こる脳の病気。

➤ **認知症ケアパス**

認知症ケアパスとは、認知症の方とその家族が、今住んでいる地域の中で本来の生活を営むために、医療者・介護者とともに目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みとなります。

認知症の方やその家族が、「いつ、どこで、何をすべきなのか」を分かりやすくまとめたものです。

➤ **認知症サポーター**

認知症サポーター100万人キャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した人。（ボランティアのシンボルグッズである「オレンジリング」を授与。）

認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けや、生活上の困りごとの解決に向け、支援機関につなぐなどの支援を行う。

➤ **日常生活自立支援事業**

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

【は行】**▶ パブリックコメント**

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

▶ バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項など）、また心理的なバリア（偏見など）の除去という意味。広義には、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

▶ 福祉教育

教育分野と社会福祉分野が重なり合い、子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の視点まで、幅広く捉えることができます。一つは「子どもたちの福祉の学びを支援する取組」であり、もう一つは「住民主体の地域福祉を進めるための取組」との大きく2つの流れとして捉えられています。

▶ 避難行動要支援者

一人暮らしの高齢者や障害者など、大きな災害が発生したとき、災害情報の入手や自力で避難することが困難な方で、避難の確保を図るために特に支援を要する方。

▶ 福祉避難所

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障害者などの要支援者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

▶ ボランティア

個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず社会的貢献を行い、連携を生み出そうとする人。ボランティア活動は「自発性・無償性・社会性・先駆性」などを原則としている。

【ま行】**▶ 民生委員・児童委員**

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、

福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

【ら行】

> 楽語い講座

地域医療魚沼学校が開催し、専門多職種と住民が参加し、各職種間の相互理解のための言語講座。

> 老人クラブ

概ね 60 歳以上の方で構成される組織で、社会奉仕やレクリエーション等の自主的な活動を行っている任意団体。

魚沼市地域福祉推進計画

(第3次地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画)

平成30年3月発行

魚沼市 福祉課 厚生室

〒946-8511 魚沼市大沢 213 番地 1

電話 025-792-9767 / FAX 025-793-1016

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会 地域福祉課

〒946-0011 魚沼市小出島 1240 番地 2 (魚沼市小出ボランティアセンター内)

電話 025-792-8181 / FAX 025-792-8812



魚沼市 地域福祉推進計画

2018(平成30)年3月

